

令和元年度
社会福祉制度・施策に関する提言

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会
政策提言委員会

はじめに

神奈川県社会福祉協議会では、様々な社会状況の変化や社会福祉の課題に対し、国等の動きを待つだけでなく、日頃から社会福祉の現場で活動している本会会員の声を施策に反映していくことをねらいとして、本会会長を委員長とした政策提言委員会を平成 23 年に設置しました。以来この政策提言委員会では、社会福祉課題把握調査や各部会・協議会・連絡会の代表者へのヒアリング等を行いながら、会員からの声を政策提言集としてまとめ、国・県、全国社会福祉協議会等へ直接手渡しするとともに意見交換を行ってきました。

この政策提言を行うにあたって取り組んできた課題把握調査では、平成 27 年度から共通テーマを設定してきましたが、より共通的な福祉課題が見えやすくなりました。9 年目を迎える本年度の政策提言活動における課題把握調査では、昨年度に引き続き「質の高い福祉サービスの実現に向けた担い手の確保・育成・定着」「地域共生社会の実現、支え合いの地域づくりの推進」を共通テーマに据えつつ、現場からのより具体的な課題提起に基づく政策提言となるよう、内容を焦点化した設問を新たに盛り込みこれを実施しました。

本年度の政策提言は大きく二部の構成としています。第Ⅰ部は、会員の皆様から頂いたご意見を踏まえて、政策提言委員会の議論を経て、担い手の確保・育成・定着を最優先課題として提言（総論）をまとめました。第Ⅱ部は、各部会・協議会・連絡会等からの具体的な提言項目を掲載しています。

この政策提言が、本会会員をはじめ、神奈川県社会福祉関係者の皆様の活動の発展、公私によるさらなる連携、そして県民の皆様の福祉の向上への一助となれば幸いです。

最後に、本会の活動に対し引き続きご支援、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和元年 8 月

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会
会 長 篠 原 正 治

令和元年度政策提言集の構成について

目 次

はじめに

目 次

【第Ⅰ部】 令和元年度社会福祉制度・施策に関する提言（総論）

1 背景並びに提言 1

【第Ⅱ部】 令和元年度部会・協議会・連絡会等からの提言項目

テーマⅠ 「質の高い福祉サービスの実現に向けた担い手の確保・育成・定着」 10

テーマⅡ 「地域生活移行支援、支え合いの地域づくりの推進」 31

テーマⅢ 「自由設定」 44

【参考資料】 61

第 I 部

令和元年度 社会福祉制度・施策に関する提言（総論）

1 背景

少子高齢化の進展への対応が社会の課題となって久しく、国では福祉改革の理念として「地域共生社会の実現」を掲げている。しかしながら、高齢化に伴う介護福祉ニーズの圧倒的な増大、少子化に伴う福祉を担う人材の不足は、様々な分野に大きな影響を及ぼすようになってきた。

高齢者福祉分野での人材不足は何年も前から言われてきていたが、昨今は高齢化した利用者への対応が必要とされている障害者福祉分野でも、求められるサービス供給そのものがこのままでは成り立たないところまで迫っており、人材不足から施設機能の一部を停止するところまで現れている。本来であれば、福祉人材の質の向上に努め、より良い支援によって援助の対象者である利用者の福祉課題を専門的に解決することが求められるが、現実はそのはるか手前での悪戦苦闘が続いている。

この人材不足の状況は、高齢者福祉分野の介護老人福祉施設や介護老人保健施設、障害者福祉分野の施設に限られるものではなく、児童養護施設、保育所、母子生活支援施設等においても必要な職員数が集まらない、また社会福祉従事者のみならず、地域における民生委員児童委員にあっても定数割れを起こす等、様々な場での担い手でみられる状況である。このことは、今回の政策提言にあたり実施した「平成 31 年度(令和元年度)社会福祉制度・施策に関する課題把握調査」からも明らかになっている。

一方で、福祉人材のうち多くを占める介護福祉人材に関して、神奈川県内だけでなく全国の多くの専門学校・大学が、入学生を確保できずに募集停止となってきている。他の福祉人材に関しても同様の状況にあり、県内をはじめとして全国の幾つかの大学で、社会福祉士の養成課程が閉じられてきている。このことが社会福祉分野の専門職である社会福祉人材や介護福祉人材の現場への供給に大きな支障をもたらしている。

少子高齢化に加えて社会の格差が広がり、社会福祉の課題は個別的であるとともに複合的になってきている。そのような中で、利用者等を地域社会全体で

支える体制づくりが求められるが、単に社会福祉人材や介護福祉人材の確保に限るのではなく、確保した人材の定着と資質の向上に努め、最終的にはより質の高い支援の実現に努めることが、今日、広く社会福祉関係者等に求められている。

折しも平成 31 年 4 月から、国は「出入国管理及び難民認定法」の改正により新たな在留資格「特定技能 1 号」を創設し、介護福祉人材についてますますの外国人労働者の積極的な受入れに踏み出したところである。

このような背景を踏まえ、福祉人材の確保、定着、育成に関し、好循環が図られることにより、福祉ニーズを有する人々に対してより質の高い支援につながるよう、行政関係者、社会福祉関係者は、公私協働で次のことについて積極的に取り組むことが求められる。

2 提言

(1) 福祉人材の確保に向けて

サービス提供体制を確保するため、大学、短大、各種専門学校、高校等の新卒者の採用だけでなく、他分野からの転職者や外国人人材の採用等について優先的に取り組む。

○社会福祉関係者は、社会福祉実践の可視化や仕事のやりがい、社会的意義などの言語化に努め、広く県民に向けて発信する。

○元気な高齢者が地域における社会福祉、介護福祉の担い手として活躍できるよう方策を講じるとともに、その環境づくりに公私協働で取り組みを進める。

○市域では、自治体や社協等、また町村も含めた広域において関係機関や団体等による支援のもとで、複数の事業所が連携、協働して、身近な地域において社会福祉、介護福祉の魅力の発信や仕事に関する相談会等を行う。

○県内にある多くの高齢分野の社会福祉法人が、東アジア、東南アジアの国々と介護福祉人材の確保に向けて個別にコンタクトを取り始めるとともに、横浜市内では外国人人材確保に向けて、横浜市が調整を担う取り組みも始まっている。EPA(経済連携協定)や特定技能「介護」に基づく外国人人材の確保については、相手国の大学等との関係や、来日してからの日本語の学習、住まいの確保など、様々な課題があることから、適切な受け入れの仕組みを国、県、政令市のレベルで講じる必要がある。こ

の取り組みに民間の施設・事業所の努力が加わることで、円滑な外国人人材の受け入れが初めて可能になると考える。

- 現在、様々な大学や専門学校で学ぶ外国人がおり、その中には日本の社会福祉、介護福祉に強い関心を持つ者もいる。こうした外国人人材が、学校を卒業後、社会福祉、介護福祉の分野で働こうと考えても、就労ビザの取得が制約されている現状にある。外国人人材の日本の社会福祉、介護福祉分野への参加について、より柔軟な出入国管理を要望する。

(2) 福祉人材の定着に向けて

社会福祉人材や介護福祉人材が転職する際に他の業界へ流出することを防ぎ、引き続き社会福祉、介護福祉の分野に留まることが肝要である。そのためにも、社会福祉関係者は、法人経営の安定化・運営の適正化に努めるとともに、職員が働きやすい環境の構築に積極的に取り組むことが求められ、国・県にはこうした取り組みを支える仕組みを構築することが求められる。

- 社会福祉事業者は、介護職員処遇改善加算や、福祉サービス第三者評価事業によるサービスの振り返り等を活用しながら、給与水準の向上を含め職員が働きやすい環境づくりに取り組む。
- 介護福祉に従事する外国人人材の受入れに向けて、専門性の視点からの支援だけではなく、在留資格ごとに求める日本語能力の水準、個々の習慣・文化等の違い等に応じた、住まいの確保や資格取得のサポート等幅広い生活上の支援が求められ、これらすべてを現場の社会福祉事業者が担うのは難しいことから、県や政令指定都市等の積極的な取り組みが必要である。
- 介護福祉分野における直接処遇職員の処遇改善については、介護職員処遇改善加算が一定の成果をもたらしているところであるが、今日の社会福祉分野や介護福祉分野における人材不足は、より広範で深刻な課題となっている。より本質的で幅広い対応を国に対して求めたい。
- 本県では、これまでに在住外国人に対する生活支援や、在住外国人支援ボランティアの育成等に取り組んできた。こうした経緯・経験を踏まえ、社会福祉分野や介護福祉分野で働く外国人人材に対し、ボランティア等地域住民とともに生活者として支えていけるように、公私協働で取り組む。

(3) 福祉人材の育成に向けて

社会福祉関係者は、一人ひとりの職員がやりがいを持ち安心して社会福祉の仕事に従事することができるようにすることを通して、より高い専門的な支援が可能となるよう取り組む。

○福祉・介護分野においても、新卒だけでなく他分野からの転職者や中高年者、外国人人材など、多様な人材が参入している。そのため職員一人ひとりの特長や特性に合った個別的な教育システムが必要である。特に介護分野における認知症の原因疾患と特徴的な行動・心理症状、障害福祉分野における疾病や障害の特性など、それらの理解のもとに成り立つ、より良い支援につながる専門性は、社会福祉や介護福祉の実践の場で培われることが望ましい。社会福祉関係者等は、外部の集合研修等も活用しながら従事者の育成に取り組む。

○介護福祉分野での外国人人材の確保には、「EPA(経済連携協定)」「技能実習生」「特定技能1号」に加え、介護福祉士養成校留学により介護福祉士国家資格を取得した在留資格「介護」など、複数のルートがある。専門職として介護業務に携わるためには、県・市町村の積極的な支援のもとで、社会福祉関係者等が各外国人人材の個別の知識や能力に合わせた人材育成に取り組むことが求められる。

○社会福祉や介護福祉分野の職員の勤労意欲は、各分野における専門性の獲得や自らの役割の発揮に起因するところが多い。しかしながら、養護老人ホームや更生保護施設などでは、少子高齢化の進展等に伴い、身体的には自立している方を対象としていた施設に要介護状態の利用者が多数入所するようになり、施設機能が変質してきている。この変化への対応は従来の職員体制では十分に行うことができず、職員は疲弊し意欲の低下をもたらしている。このようなことから国・県においては、実際の利用者像に合わせた施設機能や職員体制について適切に見直しをすることが必要である。また、社会福祉関係者等には、利用者像の変化とそれに対応するための専門性の拡大等、現場で起きている状況を広く社会へ発信し、行政を含む公私の福祉関係者が共有できるようにすることが必要である。

(別紙) 福祉人材の確保・定着・育成の好循環に向けて(「第Ⅰ部 提言」要約・抜粋)

主体等	(1) 確保に向けて	(2) 定着に向けて	(3) 育成に向けて
<p>方向性</p>	<p>サービス提供体制を確保するため、大学、短大、各種専門学校、高校等の新卒者の採用だけではなく、他分野からの転職者や外国人人材の採用等について優先的に取り組む。</p>	<p>社会福祉人材や介護福祉人材が転職する際に他の業界へ流出することを防ぎ、引き続き社会福祉、介護福祉の分野に留まることが肝要である。社会福祉関係者は、法人経営の安定化・運営の適正化に努めるとともに、職員が働きやすい環境の構築に積極的に取り組むことが求められる。国・県はこうした取り組みを支える仕組みを構築することが求められる。</p>	<p>社会福祉関係者は、一人ひとりの職員がやりがいを持ち安心して社会福祉の仕事に従事することができるようになることを通して、より高い専門的な支援が可能となるよう取り組む。</p>
<p>社会福祉法人・施設、事業所自らが取り組むこと</p>	<p>○社会福祉関係者は、社会福祉実践の可視化や仕事のやりがい、社会的意義などの言語化に努め、広く県民に向けて発信する。</p>	<p>○社会福祉事業者は、介護職員処遇改善加算や、福祉サービスの振り返り等を活用しながら、給与水準の向上を含め職員が働きやすい環境づくりに取り組む。</p>	<p>○福祉・介護分野においても、新卒だけでなく他分野からの転職者や中高年者、外国人人材など、多様な人材が参入している。そのため職員一人ひとりの特長や特性に合った個別的な教育プログラムが必要である。より良い支援につながる専門性は、社会福祉や介護福祉の実践の場で培われることが望ましい。社会福祉関係者等は、外部の集合研修等も活用しながら従事者の育成に取り組む。</p> <p>○介護福祉分野での外国人人材の確保には、「EPA(経済連携協定)」「技能実習生」「特定技能1号」に加え、介護福祉士養成校留学により介護福祉士国家資格を取得した在留資格「介護」など、複数のルートがある。専門職として介護業務に携わるためには、県・市町村の積極的な支援のもとで、社会福祉関係者等が各外国人人材の個別の知識や能力に合わせた人材育成に取り組むことが求められる。</p>
<p>社会福祉関係者が公私協働で取り組むこと</p>	<p>○元気な高齢者が地域における社会福祉、介護福祉の担い手として活躍できるよう方策を講じるとともに、その環境づくりに公私協働で取り組みを進める。</p> <p>○市域では、自治体や社協等、また町村も含めた広域において関係機関や団体等による支援のもとで、複数の事業所が連携、協働して、身近な地域において社会福祉、介護福祉の魅力の発信や仕事に関する相談会等を行う。</p>	<p>○本県では、これまでに在住外国人に対する生活支援や、在住外国人支援ボランティアの育成等に取り組んできた。こうした経緯・経験を踏まえ、社会福祉分野や介護福祉分野で働く外国人人材に対し、ボランティア等地域住民とともに生活者として支えていけるよう、公私協働で取り組む。</p>	<p>○利用者像の変化とそれに対応するための専門性の拡大等、現場で起きている状況を広く社会へ発信し、行政を含む私の福祉関係者が共有できるようにすることが必要である。</p>
<p>制度化をはじめ、国・県による取り組みを要望すること</p>	<p>○EPA(経済連携協定)や特定技能「介護」に基づく外国人人材の確保については、相手国の大学等との関係や、来日してからの日本語の学習、住まいの確保など、様々な課題があることから、適切な受け入れの仕組みを国、県、政令市のレベルで講じる必要がある。</p> <p>○様々な大学や専門学校で学ぶ外国人がおり、その中には日本の社会福祉、介護福祉に強い関心を持つ者もいる。こうした外国人人材が、学校を卒業後、社会福祉、介護福祉の分野で働こうと考えても、就労ビザの取得が制約されている現状にある。外国人人材の日本の社会福祉、介護福祉分野への参加について、より柔軟な出入国管理を要望する。</p>	<p>○介護福祉に従事する外国人人材の受入れに向けて、専門性の視点からの支援だけでなく、在留資格ごとに求める日本語能力の水準、個々の習慣・文化の違い等に応じた、住まいの確保や資格取得のサポート等幅広い生活上の支援が求められ、これらすべてを現場の社会福祉事業者が担うのは難しいことから、県や政令指定都市等の積極的な取り組みが必要である。</p> <p>○介護福祉分野における直接処遇職員の処遇改善については、介護職員処遇改善加算が一定の成果をもたらしているところであるが、今日の社会福祉分野や介護福祉分野における人材不足は、より広範で深刻な課題となっている。より本質的で幅広い対応を国に対して求めたい。</p>	<p>○社会福祉や介護福祉分野の職員の勤労意欲は、各分野における専門性の獲得や自らの役割の発揮に起因するところが大きい。しかしながら、養護老人ホームや更生保護施設などでは、少子高齢化の進展に伴い、身体的には自立している方を対象としていた施設に要介護状態の利用者が多数存在するようになり、施設機能が変質してきている。この変化への対応は従来の職員体制では十分に行うことができず、職員は疲弊し意欲の低下をもたらしている。このようなことから国・県においては、実際の利用者像に合わせた施設機能や職員体制について適切に見直しをすることが必要である。</p>

第Ⅱ部

部会・協議会・連絡会等からの提言項目

提言項目について

課題把握調査票をもとにまとめています。

掲載にあたっては、表現の簡略化を行うとともに、回答未記入の項目については、省略させていただきました。

また、掲載内容は、調査時点と現在とで既に状況が変わっていることもあり得ますことをご承知おきください。

【課題把握調査】

- 1 調査期間 平成 31 年 1 月 8 日（火）～3 月 29 日（金）

- 2 対 象
 - (1) 経営者部会、施設部会・各種別協議会（10 協議会）、民生委員児童委員部会、市町村社協部会
 - (2) 第 2 種正会員連絡会構成団体（40 団体）
 - (3) 第 3 種正会員連絡会構成団体（22 団体）
 - (4) 政策提言委員会委員
 - (5) 本会各部所

- 3 調査項目
 - 調査票 1 質の高い福祉サービスの実現に向けた担い手の確保・育成・定着
 - 外国人人材の受け入れについて
 - 外国人人材への支援について
 - その他、担い手の確保・育成・定着に向けて
 - 調査票 2 地域共生社会の実現、支え合いの地域づくりの推進
 - 「小地域」（地区社協や自治会・町内会等）での取り組みの活性化及び包括的な支援に向けて
 - その他、地域共生社会の実現、支え合いの地域づくりの推進に向けて
 - 調査票 3 その他（テーマ設定自由）

- 4 配布数・回答数
 - (1) 配布数 93（部会・協議会 13、2 種・3 種 62、委員 11、事務局 6）
 - (2) 回答数 23（部会・協議会 13、2 種・3 種 5、委員 2、事務局 3）

共通テーマ1 質の高い福祉サービスの実現に向けた担い手の確保・育成・定着

部会・協議会		
経営者部会	・ ・ ・ ・ ・	10
施設部会		
母子生活支援施設協議会	・ ・ ・ ・ ・	11
老人福祉施設協議会	・ ・ ・ ・ ・	12
障害福祉施設協議会	・ ・ ・ ・ ・	13
社会就労センター協議会	・ ・ ・ ・ ・	17
福祉医療施設協議会	・ ・ ・ ・ ・	17
更生福祉施設協議会	・ ・ ・ ・ ・	18
地域生活施設協議会	・ ・ ・ ・ ・	19
介護老人保健施設協議会	・ ・ ・ ・ ・	20
市町村社協部会	・ ・ ・ ・ ・	21
第2種正会員連絡会構成団体		
(公社)神奈川県介護福祉士会	・ ・ ・ ・ ・	22
(一社)神奈川県高齢者福祉施設協議会	・ ・ ・ ・ ・	23
(特非)神奈川県障害者地域作業所連絡協議会	・ ・ ・ ・ ・	24
神奈川県自閉症児・者親の会連合会	・ ・ ・ ・ ・	25
(特非)横浜ダルク・ケア・センター	・ ・ ・ ・ ・	25
政策提言委員会委員	・ ・ ・ ・ ・	26
本会各部所		
かながわ福祉サービス第三者評価推進機構	・ ・ ・ ・ ・	27
かながわ福祉人材研修センター	・ ・ ・ ・ ・	29

共通テーマ2 地域共生社会の実現、支え合いの地域づくりの推進

部会・協議会		
経営者部会	・ ・ ・ ・ ・	31
施設部会		
母子生活支援施設協議会	・ ・ ・ ・ ・	32
老人福祉施設協議会	・ ・ ・ ・ ・	32
障害福祉施設協議会	・ ・ ・ ・ ・	34
更生福祉施設協議会	・ ・ ・ ・ ・	37
地域生活施設協議会	・ ・ ・ ・ ・	38
介護老人保健施設協議会	・ ・ ・ ・ ・	38
民生委員児童委員部会	・ ・ ・ ・ ・	39
市町村社協部会	・ ・ ・ ・ ・	40
第2種正会員連絡会構成団体		
神奈川県自閉症児・者親の会連合会	・ ・ ・ ・ ・	41
(特非)横浜ダルク・ケア・センター	・ ・ ・ ・ ・	42
政策提言委員会委員	・ ・ ・ ・ ・	43

その他（テーマ設定自由）

部会・協議会		
施設部会		
児童福祉施設協議会	44
母子生活支援施設協議会	44
保育協議会	45
老人福祉施設協議会	45
障害福祉施設協議会	46
社会就労センター協議会	47
更生福祉施設協議会	49
地域生活施設協議会	49
市町村社協部会	50
第2種正会員連絡会構成団体		
（一社）神奈川県高齢者福祉施設協議会	51
（特非）神奈川県障害者地域作業所連絡協議会	51
（特非）横浜ダルク・ケア・センター	53
本会各部所		
権利擁護推進部	53

調査票

調査票Ⅰ「質の高い福祉サービスの実現に向けた担い手の確保・育成・定着」	56
調査票Ⅱ「地域共生社会の実現、支え合いの地域づくりの推進」	58
調査票Ⅲ「その他（テーマ設定自由）」	60

【経営者部会】

○外国人人材の受け入れについて

法人等として、外国人人材を受け入れることを考えていますか

在留資格に応じた受入れ要件と事業所の実情と照合し、現実性の高い環境整備（人的環境・物理的環境）に向け検討している。

「考えている場合」、それはどのような理由からですか

人材確保の観点から、①外国人人材採用上のコスト、②在留資格に応じた就労条件、③受入れ現場の理解・協力体制等、それぞれに独自性の高い課題があり、法人として総合判断に至っていない。

受け入れるために、どのような対応を検討していますか

就労・定着支援の観点から、①日本語教育体制、②業務内容の振り分け、範囲の段階的拡張、③指導担当者の選任と役割、④一般生活指導等を検討している

その検討にあたり、どのような課題がありますか

①日本語教育体制づくりのための講師選任方法、時間、頻度等、②指導担当者の役割及び担当者に対するサポート体制、③対象業務の洗い出し、業務範囲の振り分け、段階的拡張のスピード、④日本の文化風習理解のための生活指導。

○外国人人材への支援について

より多くの「外国人人材」が安心して暮らせ、仕事ができるよう、“神奈川の福祉現場”で活躍するために、どのような協力ができますか（協力していますか）

協力可能範囲：①日本語教育指導（日本語及び英語による、日本語の修得指導）、②介護指導（介護技術等）

その実現のために、あるいは効果的に取り組むには、どのような機関・団体、個人との連携・協働が必要だと考えますか

区社協、市社協・県社協等の社協、行政、及び当該者が所属する機関、連携機関との協働が必要。その場合以下の点の明確化が実現には不可欠。①担当責任の明確化（当該者が所属する機関等）、②受入れ施設等に対する費用負担の軽減対策（補助金：運営費、研修費等）

○その他、担い手の確保・育成・定着に向けて

提言を簡潔にご記入ください。

①担い手の確保：求職者に応じた情報提供が必要だと考える

②担い手の育成：指導担当者の育成が必要だと考える

③担い手の定着：帰属意識の醸成が必要だと考える

その背景や現状をご記入ください。

①担い手の確保：単一的な情報提供では求職者の関心を引くことは難しく、また、入職後のギャップも生じてしまう

②担い手の育成：無資格者・未経験者・初任者向け研修、セミナー等の体制は豊富にあるが、それらを担当する側の職員に対する研修等が不足している

③担い手の定着：職員個々の仕事の目標・やりがいへの対応、および職員同士の人間関係にまつわる諸問題にいかに対応するかが重要な鍵となっている

提言の実現等に向けて、

行政と協働で進めていきたい取り組み

①担い手の確保：未経験者向けセミナー（サービスごとの仕事内容の相違を考慮し、入職前のギャップを最小化する）

②担い手の育成：研修・セミナー講師の出向（指導者層は現場のエースであるため自由が利かない）

③担い手の定着：地区単位での他施設職員交流（可能な限り入職年数、経験年数をそろえる必要あり）

制度・施策として求められること

①担い手の確保：求職応募者のデータ化を通じて採用計画を立案し適切な人材確保につなげる
②担い手の育成：施設長、人事・受入れ部門長による採用選考手法を導入し、入職後の受入れ方針

③担い手の定着：介護支援専門員を目指さない介護福祉士のキャリアパスの構築

提言に向けた貴部会・協議会・団体、構成員等による取り組みをご記入ください

経営者部会「人材に関する委員会」を設置し、福祉の魅力発信と人材確保・育成・定着について検討しており、次のような法人の取組も集約していきたいと考えている。

①担い手の確保：求職応募者のデータ化を通じて、採用計画を立案し適切な人材確保に繋げる
②担い手の育成：施設長、人事・受入れ部門長をもって人事育成に取り組む
③担い手の定着：入職～3カ月目までを最重要期間として位置づけ新入職員のフォロー体制を構築する

【母子生活支援施設協議会】

○その他、担い手の確保・育成・定着に向けて

提言を簡潔にご記入ください。

DV被害等により傷ついた母子の心と身体を安全な環境で癒し、母子共に自己肯定感の回復と、生活基盤の再構築を図るために、専門的対人援助スキルがある職員による切れ目のない支援が必須である。そのためには、母子生活支援施設において優良な職員の確保と資質向上に向けた職員育成が必須であり、職場の士気を高める取り組みが必要と考える。

その背景や現状をご記入ください。

母子生活支援施設に入所する世帯は、深刻なDV被害や虐待を経験した世帯が半数以上を占めており、近年では外国籍で日本語が不得手な世帯や何らかの障害がある母や子が増えている。従って母子生活支援施設では、豊かな人間性と倫理観を備えた専門性を発揮できる人材の確保と、世帯の状況に応じて総合的な支援ができるよう職員を育成し、職場に定着させる必要がある。

提言の実現等に向けて、

行政と協働で進めていきたい取り組み

- ・業務内容を理解してもらうための広報活動。
- ・大学、専門学校、人材センター、ハローワーク等と連携した求人。
- ・職員の人材育成のために現場職員と学識経験者や先駆的な実践者等熱意のある方との座談会の開催。
- ・事例検討など、具体的な事例をあげ、関係機関との協働の研修会の開催。
- ・インターンシップ制度を取り入れる。

制度・施策として求められること

- ・多様で厳しい課題のある利用者の問題に24時間・365日即時対応、介入できる体制確保及び職員が仕事と生活、育児のバランスを取りながら安心して長く働ける職場であるための職員配置基準の拡充。
- ・横浜市、川崎市、相模原市を中心とした神奈川県内における母子生活支援施設のアピールの実施。
- ・より良い人材育成、離職回避につながる処遇改善加算の（保育職との格差）見直し。
- ・心理担当職員の定数化配置。

提言に向けた貴部会・協議会・団体、構成員等による取り組みをご記入ください

- ・年間を通じて職員主体で企画・運営を行う職員研究会（年4回）の実施
- ・母子生活支援施設職員及び関係機関向けの関係機関研修会の実施（年1回）
- ・母子支援の専門性を高めるための職員向け研修会（年1回以上）
- ・各施設における職員向け自主研修会
- ・民生委員・児童委員向けの研修会（年1回）

【老人福祉施設協議会】

○外国人人材の受け入れについて

法人等として、外国人人材を受け入れることを考えていますか

- ・次年度に外国人技能実習生を迎え入れる準備をしている。
- ・現在は外国人の受け入れは行っていないが、今後は受け入れを検討したいと考えている。
- ・現状、考えていない。

「考えている場合」、それはどのような理由からですか

- ・中間業者とタイアップ。
- ・教育体制。
- ・民間行政主催のセミナーへの参加。
- ・外国人技能実習生担当介護指導員の配置を行い、同一シフト体制をとり教育準備をする予定。
- ・アパート物件、外国人介護職の制度学習等を行っている。
- ・介護職員のうち、特に若年層の採用が困難であるため。

受け入れるために、どのような対応を検討していますか

- ・人材、資金。
- ・EPAは施設内で介護福祉4割在籍、技能実習生の場合は設立から3年経過しないといけない場合。
- ・言葉の問題。
- ・外国人人材の住居、管理費等の受入れコストがかかりすぎると思う。
- ・EPAによる外国人材、特定技能1号に該当する外国人材の雇用について検討している。

その検討にあたり、どのような課題がありますか

- ・介護職員の人員不足、労働環境改善。
- ・在留期間に期限が設けられているため、技能を習熟しても要件を満たさない場合離職する可能性がある点。

○外国人人材への支援について

より多くの「外国人人材」が安心して暮らせ、仕事ができるよう、“神奈川の福祉現場”で活躍するために、どのような協力ができますか（協力していますか）

- ・賃金の平等化、賃貸マンションの法人借入。
- ・相談支援窓口。
- ・社員寮のあっせん等。
- ・入国後講習の介護演習について、『介護職員初任者研修』での教育が出来るようにルビ入り教材の準備を進めている。（その後は介護福祉士実務者研修開講、介護福祉士受験まで考えている）
- ・外国介護人材に焦点を当てた基礎的な研修機会を定期的に提供すること。
- ・資格取得に向けた研修を地域単位で開催する。

その実現のために、あるいは効果的に取り組むには、どのような機関・団体、個人との連携・協働が必要だと考えますか

- ・国と自治体。
- ・小地域単位での事務局の確立。
- ・各行政の担当者、社協。技能実習生の場合は受入監視団体。
- ・効果的に進めるには、管理団体・実習受け入れ法人への開講周知及び連携、通訳の手配等が必要だと考える。
- ・地域の社会福祉法人、県社協、市社協、地元自治体、地元教育機関（介護・社会福祉分野／語学分野）

○その他、担い手の確保・育成・定着に向けて

提言を簡潔にご記入ください。

- ・若い担い手が生活できる賃金を確保するための介護報酬を厚生労働省に要求、消費税を充ててほしい。
- ・適正な介護報酬の取り組みが必要。
- ・実習生ないしは外国人の精神的なケアに取り組みたい。

- ・これからの福祉の担い手となる学生が福祉に希望を見いだせるよう、「福祉業界の展望は明るい」と思える様な取り組みが必要だと思う。
- ・技能実習生については、「実習生送出国機関」や「監理団体」の実績や受け入れにかかる費用について、比較できる情報があると助かる。
- ・安定した介護人材の確保が出来ない事には、育成や定着にはつながらないと考える。介護福祉士養成校等が、学生不足により留学生を迎え入れている状況より、安定的に安価で外国人材を迎え入れられる取り組みが必要だと思う。
- ・外国人材の確保や教育、生活支援を受け入れ法人のみに委ねている現状では法人の負担が大きく、法人の規模や体力によって受け入れの成否が左右されてしまうため。

その背景や現状をご記入ください。

- ・若い職員は集まらない。
- ・現場が想像していた風景が違った場合、文化・宗教が日本と異なる場合、そのギャップ
- ・公定価格での限界
- ・生徒が福祉業界に希望を見いだせない背景に、生徒のみならず、保護者や学校の先生が「福祉業界は厳しい」と思っており、先生自ら生徒に「福祉は勧められない」と伝えている現状がある。
- ・賃金は日本人同等で良いと思いますが、外国人技能実習生を迎え入れる場合、毎月の管理団体への管理費、実習生の住居管理費、身の回りの電化製品等の準備が全て求められる。

提言の実現等に向けて、

行政と協働で進めていきたい取り組み

- ・人材集めの取り組み
- ・定期的な報告を各地域の施設長会等を通じて各市町村に行い、当法人だけでなく地域全体に発信していきたい。
- ・学生が福祉を志す要因として「人の役に立ちたい」という気持ちがあると思いますので、福祉関係者と行政が協働し、各法人の取り組み（地域貢献事業等）を学校関係者に伝える取り組みが必要ではないか。
- ・一部の行政では始まっているが、留学生や外国人材への受け入れについて助成金や空き家物件の有効活用等々の行政、地域との連携が必要だと思う。
- ・語学習得のため学習機会の場づくり、介護・社会福祉分野の知識を得るための研修の実施、居住する場の提供と日本の生活習慣を身に付けるための支援。

制度・施策として求められること

- ・派遣職員の是正（派遣紹介費の高騰）、行政の職員照会システムの充実（楽しくて高額報酬の職業としてアピールできるように）
- ・留学生、技能実習生制度、特定技能制度等の柔軟な制度運用
- ・研修教育の場を確保するために、小中学校等の空き教室の提供
- ・教育担当者への報酬に対する資金面での支援

提言に向けた貴部会・協議会・団体、構成員等による取り組みをご記入ください

- ・外国人材の受け入れ、介護報酬の引き上げ
- ・外国人の定着率、リピート率に基づく加算
- ・学生等に「給与が安い」との認識がまだまだあります。今回特定処遇改善加算が創設されるが、やはり制度として福祉従事者になりたいと思える報酬額を確保することが必要だと思う。

【障害福祉施設協議会】

○外国人材の受け入れについて

法人等として、外国人材を受け入れることを考えていますか

- ・一部の法人では既に数名の外国人を雇用しているが、障がい分野では高齢分野のような行政、関係団体が連携して積極的に取り組む活動はまだないと思われる。しかし、今後人手不足の深刻化から、高齢分野の取り組みを参考にして外国人材を積極的に受け入れることになると思う。
- ・積極的に考えていないが、職務を遂行するにあたり支障がなければ、受け入れることも考えていく。
- ・高齢者の介護は、外国人は出来るかもしれないが、障害者の支援（自閉症や強度行動障害など）は難しいと思う。

「考えている場合」、それはどのような理由からですか

- ・新卒学生の採用が難しくなっていることと、中途採用の求人をしていても応募が少ない。また採用しても定着しないなど、費用対効果が見込めないため。
- ・教育に時間がかかるかもしれないが、将来的な人材としては期待できるため。
- ・人材確保が厳しく、有資格者であり、意欲的な方であれば考えられる。また、外国人の利用者もいるため、積極的な意味での受け入れも考えられるかもしれない。

受け入れるために、どのような対応を検討していますか

- ・住宅の用意。相手の国の文化の理解、人権の尊重、平等な対応など。

その検討にあたり、どのような課題がありますか

- ・住宅確保、生活を支援するための財源の確保。受け入れる側の担当職員の教育と柔軟な対応力。
- ・外国人を受入れられる（体験を含む）施設に助成金。
- ・言葉の壁。

○外国人人材への支援について

より多くの「外国人人材」が安心して暮らせ、仕事ができるよう、“神奈川の福祉現場”で活躍するために、どのような協力ができますか（協力していますか）

- ・外国人人材が福祉分野で働くために必要な研修、資格取得等の支援が行われること、施設の実習先として障がい施設を選択していただきたい。
- ・住宅の用意。・平等な対応（人権の重視）。
- ・見学研修は可能であるが、仕事を担うための協力体制はまだできていない。
- ・外国人でも出来るような仕事を作って提供できると良い。

その実現のために、あるいは効果的に取り組むには、どのような機関・団体、個人との連携・協働が必要だと考えますか

- ・第一に仕事への基本である人的サービスの理解が必要であり、人口減少と共に労働人口の確保として必要な人材を国・県と共に教育・研修機関を法制化して、ふさわしい人材育成を確実に実施することが必要だと思う。
- ・雇用している法人同士での協議の場づくりと、本人たちのグループづくりが必要だと思う。
- ・外国人労働者を扱う関係機関との連携。
- ・県社協・市社協との連携。

○その他、担い手の確保・育成・定着に向けて

提言を簡潔にご記入ください。

①人材確保

- ・若い人たちへのPRの仕方を考えることが必要で、一定地域の法人が共同して、ホームページ等で広報すること、情報発信することが必要だと考える。
- ・福祉現場（施設）への体験プログラムと助成金、段階的に就労できるシステムづくりが必要。
- ・法人独自の採用活動と同時に、一法人だけでなく、地域エリアの法人連携による採用活動に取組みたい。例として、福祉の仕事を知ってもらうことから始まる就職フェア等を、地域エリアごとにしぼって開催することが有効だと思う。「人を支援する」福祉の仕事は、キャリアアップできる見通しの持てる安定した、やりがいのある仕事であるというメッセージを社会へ発信することが必要だと考える。
- ・採用時期や採用方法の再考は必須と考える。学生の就職活動状況を知ることや、また、新卒者だけではなく、それとは別に中途採用者への働きかけが必要。

②人材育成

- ・研修、資格取得に積極的な職場環境の充実に取り組みたい
- ・介護職員研修受講促進支援事業費補助金の補助対象事業者

③人材定着

- ・福祉・介護職員処遇改善事業
- ・退職手当共済制度の廃止にかわる福利厚生制度の充実が必要だと考える

その背景や現状をご記入ください。

①人材確保

障がい者支援のための法整備が進む一方、支援現場は慢性的な人材不足にある。法人・施

設単位で募集をかけても応募がなく、求人にかかる年間費用ばかりかさんでいる。常勤職員の希望者が集まらず臨時・非常勤採用となってしまう、夜勤などは学生アルバイトで当座をしのぐといった状況も一部にある。

人材確保の取り組みとしては、一部の地域エリアでは、複数の法人が集まり就職フェアなどを開催しているが採用状況は芳しくない。一部の市町村では民間法人と連携して採用活動に取り組んでいる。例として介護分野、保育分野では行政、ハローワーク等が関係機関と連携して公募に協力したり、養成学校機関へ出向いたり、現場見学バスツアー等の企画に取り組んでいる。しかし、障がい分野の動きは遅れている。まず確保しなければ現場のマンパワーが不足し、事業規模の維持が難しくなる。マイナビ、リクナビ等の求人サイトは新卒学生向けだが、少子化の影響もあり、年々厳しくなっていて、採用にかかるコストは増えている。費用対効果を考えると見直しが必要になっている。併せて、学校訪問等で OB・OG 職員と共に管理者が出向き、直接、先生、就職担当者に学生の紹介をお願いしている。現在、学生の売り手市場で、法人・施設が学生を選ぶ時代ではなく、法人・施設が学生に選ばれる時代になっている。

- ・採用活動の開始時期のルールがなくなりつつあり、混乱が予想される。また最近インターンシップから就職活動は始まっており、さらに早期化される傾向にある。
- ・現職員の退職の意向が出るのが、新職員採用時期より後になることが多く、年度末まで採用しきれないことが多い。
- ・障がい福祉の未来を支える若い世代が、将来を見据えた生活設計が描けるようなライフワークとしてイメージできるよう具体的に取り組む必要がある。

②人材育成

- ・職員の質の向上(レベルアップを目指す)。
- ・現場の従事者不足から、職員を研修会に参加させることが難しくなっている。日中一時支援や短期入所など地域の支援ニーズを把握していても、施設入所者の支援に手いっぱいに対応しきれない時もある。
- ・介護職員研修受講促進支援事業費補助金の補助対象事業者が、介護保険法に基づく指定介護サービス事業者に限られているので拡大してほしい。

③人材定着

- ・賃金・手当の見直し。

ア) 処遇改善について

- ・福祉・介護職員処遇改善事業で底上げを図っているが、加算額を上回る改善の持ち出しの財源が大きい。2019年10月から導入予定の消費税増税による福祉・介護職員等特定処遇改善加算については、直接処遇に限定せず、条件付きで職種の拡大が図られるが、さらに柔軟的な支給条件を望む。職員の待遇改善については、本体の基本報酬額、運営費全般の単価増額で対応願いたい。
- ・特定処遇改善加算は、2019年10月から予定されているが、依然として相談員などは直接的処遇の対象外となるため、経験・研鑽を積み、現場を離れてキャリアアップするはずの職員給与が下がってしまうことがある。様々な従事者の連携によって成り立っている福祉施設、事業所のなかで、直接介護職員を中心にした加算制度は、キャリアアップと給与体制の矛盾につながり、特に若い世代は将来への希望が持てずにいる。
- ・処遇改善加算が支給される事で、直接介護職が上位職より給料が逆転してしまったケースが出ている。そのため加算を受け取らない職員にも同額あるいは増額して調整しなければならない。よって人件費が大きくアップし、経営を圧迫している現実があるので加算の使い方を法人側に任せてほしい。
- ・処遇改善加算が直接介護職を中心に設定されている事で、資格を取ってキャリアアップをしたいと思う職員が減少。相談員や役職者になると、給料が下がってしまうから、今のままでと思う人が増えている。これは逆に質を下げる結果となる。加算の使い方を、研修費や相談業務の職員にも振り分けられるように法人側に一任してほしい。

イ) 退職手当共済制度の廃止

- ・全国退職共済の国県の補助がなくなったことで、福利厚生が低下していることは否めない。
- ・平成28年度から、障害者総合支援法関係の施設・事業に対する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成が廃止された。介護関連施設・事業において公費助成が廃止されている

こと、他の経営主体とのイコールフットイングの観点等からの制度見直しであるが、給与等の待遇面での格差から必要な職員の確保や資質の高い職員の定着化が図られにくいといった施設運営の状況は、同制度の創設当時から変わっていない。職員のモチベーションの面からも施設内で異なる雇用体制をとることは避けたいが、全額法人負担（現在の3倍額）とする場合、この先、数年は持ちこたえたとしても将来的には大きな負担となる

- ・障がい福祉の未来を支える若い世代を獲得していくためにも、将来を見据えた生活設計が描けるようなライフワークとして、定年まで安心して働き続けられる職員待遇を整えていく必要がある。

提言の実現等に向けて、

行政と協働で進めていきたい取り組み

- ・行政間で具体的に協議すること。
- ・人材育成するだけの余裕のある予算配分は必須。良い人材を確保しても、多様化する業務の中で十分な人材育成ができない現状がある。
- ・共生社会実現のための、行政と事業者との役割の明確化。特に、行政責任の範囲及び役割を再確認することが必要。

①人材確保の取り組み

- ・福祉事業所の合同就職説明会の開催。市町村、ハローワーク、教育機関等と連携して開催すること。行政が関わることにより信用が高まることと過剰なコストを避けることができる。
- ・人材を呼び込む奨学金、奨励金等制度の創設と充実。市町村によっては奨学金、貸付金制度がある。例として平塚市には、保育士が市外から転入した時に100万円の貸付金制度があり、5年間市内の保育所に勤めると全額返済が免除される。

②③人材育成・定着の取り組み

- ・他施設との人材交流及び研修(実務)。
- ・福祉関係者が地域の小中学校等に訪問し、福祉現場の喜怒哀楽を話し、「福祉のこころ」「福祉の現場は、人を支援することで自らも成長できる、やりがいのある仕事」であることを伝えていきたい。

制度・施策として求められること

- ・障害者雇用と同様、一定の基準をつくり、国が応援する。
- ・福祉先進県「かながわ」を取り戻すための施策が必要である。
- ・建物を増やすだけではなくそこで働く人材の確保や育成に力を入れられるような施策を検討してほしい。
- ・市民後見人のテキストについても、障がい分野の説明記述は少ない現状がある。
- ・制度・施策としてボランティア活動を奨励する仕組みを充実してほしい。自助・共助の推進に向けて、助け合うことは必要とわかっているが、機会、インセンティブがないと踏み出せないこともある。
- ・学校教育のなかで、福祉の仕事について触れられる機会を、今以上につけていただきたい。福祉=介護のイメージが強く、障がい分野の情報を周知してほしいと思う。

①人材確保

- ・福祉施設等へのインターンシップの奨励。進路決定において有効になる。
- ・人材を呼び込む奨学金、奨励金等の制度創設と充実。

②人材育成

- ・施設として必要な研修受講が受けられないため、施設が必要としている研修は受講できる体制を整えていただきたい(強度行動障害支援者研修)。
- ・介護職員研修受講促進支援事業費補助金の補助対象事業者の拡大。

③人材定着

- ・福祉・介護職員処遇改善事業で底上げを図っているが、現場を守る職員の公平な待遇のためにも、直接処遇以外の職種への拡大と、支給条件のさらなる緩和を望む。
- ・職員の待遇改善には、細かい加算の仕組みよりも、本体の基本報酬額や運営費全般の単価増額で対応願いたい。
- ・全国退職共済に代わる福利厚生を充実する制度の創設を望む。

提言に向けた貴部会・協議会・団体、構成員等による取り組みをご記入ください

- ・毎年、神奈川県及び市町村へ要望書を提出している。

①人材確保

- ・人材確保の取り組みとしては、一部の地域エリアでは、複数の法人が集まり就職フェアなどを開催しているが採用状況は芳しくない。
- ・例として平塚市では、福祉事業所見学会合同説明会を保護者向けに福祉事業所団体と平塚市、平塚市教育委員会、平塚市社会福祉協議会、特別支援学校6校が連携して開催している。このネットワークを活用して学生一般向けに同説明会終了後、同会場で就職フェアを開催する(2019年5月15日予定)。
- ・資格取得等に向けた奨学金制度、EPA受け入れに向けた検討をしていく。

②人材育成・定着

- ・様々な研修を行うなどしているが、本来は業務を行いながらゆとりをもって丁寧に育成できることが望ましい。しかし、多様化する業務に追われ現場職員が育成にまで力を注がない側面がある。
- ・福祉施設職員が外部講師として近隣の中学校で障がい者福祉の授業を実施。

③人材定着

- ・福祉・介護職員処遇改善加算に加えて事業法人負担による給与の上乗せを実施している。
- ・退職手当共済制度に関する対応状況調査を実施し処遇改善のあり方を検討していく。

【社会就労センター協議会】

○外国人人材の受け入れについて

法人等として、外国人人材を受け入れることを考えていますか

検討する必要がある。

「考えている場合」、それはどのような理由からですか

採用の募集に対して、思うように応募のない状況を鑑みると、国籍を問わず従業者の採用を検討する必要がある。

受け入れるために、どのような対応を検討していますか

横浜市内にある専門学校にて留学生と就職を題材にしたグループワークに参加した際に、留学生の優秀さに驚いた経験がある。また、福祉に興味を持つ留学生も少なからず存在していた。海外に向いて外国人人材を採用する方法も手段の一つであると思うが、既に日本国内で学ぶ留学生の採用を検討したい。

その検討にあたり、どのような課題がありますか

専門学校の教員の話の伺うと留学生の採用にあたっては、留学生の学ぶ分野と同一の分野でなければ就業ビザが発行されないとのことであった。(ビジネスの専門学校であれば事務職としての採用は可能とのこと)この辺りのところを行政との協働でクリアできれば良いと感じている。

○外国人人材への支援について

より多くの「外国人人材」が安心して暮らせ、仕事ができるよう、“神奈川の福祉現場”で活躍するために、どのような協力ができますか(協力していますか)

職の提供と住宅を確保するための協力はできると思われる。

その実現のために、あるいは効果的に取り組むには、どのような機関・団体、個人との連携・協働が必要だと考えますか

取り組みの第一歩目として、留学生の学ぶ教育機関との連携が必要に感じている。

【福祉医療施設協議会】

○その他、担い手の確保・育成・定着に向けて

提言を簡潔にご記入ください。

看護師の慢性不足を解消するための看護師確保対策、職場環境等の改善に向けた取り組みを引き続き実施

その背景や現状をご記入ください。

団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年に向け、慢性期医療や介護のニーズが飛躍的に高まると予想され、医療・介護連携の重要性がこれまで以上に高くなる。それを進める

手法の一つとして、地域包括ケアの中に、市町村における地域支援事業の中に在宅医療・介護連携推進事業が位置付けられているが、現状では地域格差が課題となっている。

そのような取り組みが進む中、無料低額診療施設における診療対象は、「低所得者」「要保護者」「ホームレス」「DV被害者」などの生計困難者であることを厚生労働省が説明しており、これらの方々への支援も視野に入れた地域包括ケアを進めるには、様々な多職種・専門職間の連携による地域での支援が必要である。特に生計困難者は、社会福祉の諸問題から生じていることもあり、要支援者が地域で安全、安心して暮らすためには、医療福祉施設の役割が重要であると認識している。

一方、地域包括ケアにおける訪問看護師と退院調整看護師、そして退院指導を行う病棟看護師などが大きな役割を担うこととなるが、看護師不足は現段階でも慢性的な不足が課題となっている。

そのため、看護協会が取り組んでいる「とどけるん」のさらなる積極的な活用や潜在看護師への利用の促進を図っていただくとともに、社会に向けて、超高齢社会が進展するなかで、看護師が暮らしを支える役割もあることを伝えていただく機会を構築していただきたい。

**提言の実現等に向けて、
制度・施策として求められること**

地域支援事業における在宅医療・介護連携推進事業の推進と看護師不足の解消
提言に向けた貴部会・協議会・団体、構成員等による取り組みをご記入ください

①看護師確保対策事業

- (1) 看護師合同就職説明会の開催（年1回）
- (2) 県医療福祉施設協同組合ホームページによる求人活動
- (3) 看護師養成学校の訪問（神奈川県、東京都等）
- (4) 看護職の進学・就職相談
- (5) キャリアコーディネーターの同行による病院・施設見学（随時）

②職場環境の改善等

- (1) 研修会の開催
- (2) 看護部長会での情報交換等

※行政・県社協・県医療協の3者意見交換会を定期的で開催し、福祉医療の課題を協議検討

【更生福祉施設協議会】

○外国人人材の受け入れについて

法人等として、外国人人材を受け入れることを考えていますか
当協議会としては、積極的な話し合いをしていない。

○外国人人材への支援について

その実現のために、あるいは効果的に取り組むには、どのような機関・団体、個人との連携・協働が必要だと考えますか
かながわ国際交流財団などが考えられる。

○その他、担い手の確保・育成・定着に向けて

提言を簡潔にご記入ください。

- ①福祉の職場への人材応募が増えるような、待遇改善などの取り組みが必要だと考える。
- ②婦人保護施設職員種別配置基準の見直しの取り組みが必要だと考える。
- ③更生保護施設に必要な職員配置基準とそれに伴う委託費の見直しが必要と考える。

その背景や現状をご記入ください。

- ①欠員への人材確保がままならない状態にあるが、他業種と比べると魅力のある条件とはいえない。
- ②現在の配置基準は以下の通り大変厳しく、利用者の課題に対応できない。

（施設定員）50人以下 指導員2名

51～100人 主任指導員1名、指導員1名

県の理解により人員増を図られてはいるが、国の基準が変わらない限り職員配置には限界があり、職員は疲弊している。また、そのことも影響し、人材確保が難しい。

③更生保護施設の当施設は定員が34名で、現状4名の常勤職員と宿直代替の非常勤職員2名、薬物専門職員2名、非常勤の補導員1名、調理員3名合わせて12名配置されている。議員立法で平成30年1月1日からは常勤職員1名増員が決定され7名になった時点で、委託費が増額されると決定されたが、配置基準の7名に満たないため、委託費の増額が見送られることになった。また、委託費収入が受入人数×日数となっているため、現状の常勤4名の給与も払えない現状がある。職員は事務から労務管理など通常の仕事の他に取り組みなければならない現状にあるため、寮生一人一人に向き合う時間が大変不足していることに加え、矯正施設での面談も人員不足のためままならず寮生の受入れも厳しく、職員は疲弊している。

提言の実現等に向けて、

行政と協働で進めていきたい取り組み

①人件費の待遇改善

③更生保護施設は民間であるため、受入れがままならない状態であると、職員の給与も払えない状態である。専門職員には給与が委託費として支給されることになったことを鑑み、常勤職員に対しても給与を委託費としていただけないか。行政と協働でこれからも国に訴えていくしかないと思われる。

制度・施策として求められること

①福祉施設の人材確保への施策。

②婦人保護施設とは、60年以上前に施行された売春防止法(以下、「法」という)を根拠として任意設置されている社会福祉施設である。利用者は法施行時の状況とは大きく変貌し、売春経歴を有し保護や援助を有する女性の利用はほとんどなく、性暴力を含む暴力被害者、精神的・知的な課題から(あるいは制度と制度の狭間から支援する方策がなく)、地域生活が困難となり行き場を失った女性が大半である。また抱える課題も複雑化し、支援の困難性も高まっている。にもかかわらず職員配置基準は、法施行当時のまま据え置かれているのが実態であり、利用者の支援に真摯に対応していくには、職員の配置基準を見直す必要がある。

③施設に対して必要な職員数と委託費をいただけないか。

提言に向けた貴部会・協議会・団体、構成員等による取り組みをご記入ください

②協議会で視察研修を企画し、支援現場の見学、研修にて神奈川県内の女性保護の現状から全国的な動きを学び、課題について情報共有をした。

【地域生活施設協議会】

○外国人人材の受け入れについて

法人等として、外国人人材を受け入れることを考えていますか

定住外国人の活躍の場の拡大は考えているが、新しい在留資格の導入による人材受け入れについては、積極的に行う事は考えていない。

○外国人人材への支援について

より多くの「外国人人材」が安心して暮らせ、仕事ができるよう、“神奈川の福祉現場”で活躍するために、どのような協力ができますか(協力していますか)

啓発、ソーシャルワーク研修講師派遣

その実現のために、あるいは効果的に取り組むには、どのような機関・団体、個人との連携・協働が必要だと考えますか

あらゆる福祉人材研修の場に、定住外国人の課題を考える視点が求められる。また、包括支援の協働の推進にあたり、積極的に定住外国人の生活課題の解決の必要性を求め、連携協働の市民組織との連携が必要であると感ずる。

○その他、担い手の確保・育成・定着に向けて

提言を簡潔にご記入ください。

・人材育成は広域を対象とした都道府県の役割とされてきたが、国、都道府県、市町村、福祉施設それぞれに役割があることを共通認識とし、役割分担を明確にしていく取り組みが必要と考える。

・スーパービジョン体制の導入を促進する。

- ・ソーシャルワーク研修の実施

その背景や現状をご記入ください。

- ・養成機関で教育を受けた人材であっても新人教育は現場の大きな負担となっている。また、広く人材を求めるのであれば、社会の現状認識、各福祉に共通する理念、実践の中で体得していくべき技術について、基礎的かつ横断的な学びが必要となる。医療機関においては看護師資格の有資格者であっても、採用時には初任者研修を設けている事や、養成機関の実習生指導は、指導者養成研修修了者が配置されている施設であることが求められている。
- ・福祉サービスの特性から、現場の専門職や施設職員が直面する支援やサービス提供の困難さを組織的にバックアップする体制の整備が育成・定着に不可欠になっている。また、社会貢献活動を求められている現状から、相談者への対応や保護者への支援には、ソーシャルワークの知識・技術が必要であると考えます。

提言の実現等に向けて、

行政と協働で進めていきたい取り組み

- ・種別を超えた Off-JT として、行政機関が中心となり身近な自治体で、グループワーク等顔の見える関係づくりをしていくことが望まれる。
- ・人材育成の仕組みとしてのスーパービジョン体制の導入促進を法人単位の取り組みではなく、官民が協働して広域的（県レベル）に行う。

制度・施策として求められること

- ・福祉現場での OJT を確立するとともに種別を超えた Off-JT が用意されることにより、新規採用者の早期戦力化を図る。また、ケーススタディ等実践的な対応力を身に着けるとともに、関係機関の役割、顔の見える関係づくりの場を設け、職員としての質の向上を図る等各自治体での人材育成を推進する。
- ・キャリアパスや人事制度の中に社会福祉法人等が自ら位置づけることが必要と考える。

提言に向けた貴部会・協議会・団体、構成員等による取り組みをご記入ください

- ・多様な職域の方々との合同研修会の開催。
- ・県社協福祉人材センター主催のスーパーバイザー研修、人材育成体制研修の受講。
- ・自法人でスーパービジョン体制を導入している。

【介護老人保健施設協議会】

○外国人人材の受け入れについて

法人等として、外国人人材を受け入れることを考えていますか

検討している。

「考えている場合」、それはどのような理由からですか

以前のように応募者が集まらない。

受け入れるために、どのような対応を検討していますか

情報収集

その検討にあたり、どのような課題がありますか

人材不足の中で募集する方法が分からない。課題も見えていないのが現状。

○外国人人材への支援について

より多くの「外国人人材」が安心して暮らせ、仕事ができるよう、“神奈川の福祉現場”で活躍するために、どのような協力ができますか（協力していますか）

会員施設への情報提供（研修会等での県内モデル事例の紹介）。

その実現のために、あるいは効果的に取り組むには、どのような機関・団体、個人との連携・協働が必要だと考えますか

介護保険制度の中でも事業種別により課題が異なるため、国・県・政令市等所管課からの具体的な説明と意見交換の機会を提供してほしい。

○その他、担い手の確保・育成・定着に向けて

提言を簡潔にご記入ください。

- ・就労を希望する外国人への日本語教育。共に働く（共生）の具体的方法の提示。
- ・10月からの介護職員等特定処遇改善加算の取り扱いについて、介護職員だけをクローズア

アップせず介護現場に携わるスタッフ全員の賃金底上げを示してほしい。
その背景や現状をご記入ください。
・東南アジアからの労働者を受け入れたが、日本語でのコミュニケーションを図ることができず辞めることとなってしまった。
・スキルが追いついていかないのに、賃金ばかり上げて他のスタッフとのバランスがとれない。

提言の実現等に向けて、
行政と協働で進めていきたい取り組み
・日本語教育のシステムづくり。
・具体的な説明や意見交換の機会づくり。

制度・施策として求められること
特定の業種・職種に偏らない制度とすることが望まれる。

提言に向けた貴部会・協議会・団体、構成員等による取り組みをご記入ください
国の関係者を講師とした研修会と実際に受入れをしている施設を発表者にした座談会。

【市町村社協部会】

○外国人人材の受け入れについて

法人等として、外国人人材を受け入れることを考えていますか

調査に回答いただいた部会構成員（＝市町村社協）の中には、非常勤職員の介護職として外国人人材を受け入れている社協もあったが、介護給付サービス事業を行う社協においては、現状では検討していないところが大半である。一部には、採用に際し日本語コミュニケーションスキルにもよるが、人材不足、多様な人材の確保という側面から、業務可能であれば受け入れは可能との回答もある。

「考えている場合」、それはどのような理由からですか

人手不足の解消とともに、多様な人材が活躍できる環境づくりと、国籍で限定せず能力を重視していくため。

受け入れるために、どのような対応を検討していますか

コミュニケーションや文化風習の違いを考慮した規程の見直し。介護職としての研修受講経験のある人の採用。

その検討にあたり、どのような課題がありますか

文章力やコミュニケーションに課題がある。多くの組織では外国語による対応が困難で、日常業務は日本語にほぼ限定せざるを得ない。文化風習についても相互理解にも時間を要し、職員研修も必要。

○外国人人材への支援について

より多くの「外国人人材」が安心して暮らせ、仕事ができるよう、「神奈川の福祉現場」で活躍するために、どのような協力ができますか（協力していますか）

・福祉人材として活躍するための直接的な協力は具体化していないが、各市町村社協では外国にルーツを持つ市民に対する生活支援に取り組む市民やボランティア、他の団体との協力または運営支援や、誰もが参加出来るサロンの運営など、外国人人材が安心して暮らせるためのコミュニティづくりを進める必要がある。

その実現のために、あるいは効果的に取り組むには、どのような機関・団体、個人との連携・協働が必要だと考えますか

行政機関においては、福祉部門だけでなく、国際交流を担当する部門との連携が必要。同様に民間組織・団体でも国際交流や外国籍市民支援（生活支援、相談・情報提供、日本語ボランティア等）に取り組む組織・団体との連携・協働が必要と考えられる。介護人材としての活躍を期待するのであれば、監理団体、ハローワークは勿論のこと、福祉施設とも連携・協働が不可欠である。

○その他、担い手の確保・育成・定着に向けて

提言を簡潔にご記入ください。

外国人人材も含めた質の高い担い手の確保・育成・定着のため、受け入れ側の多様な人材の参入促進、資質向上のための研修制度の充実、働きやすい(活躍しやすい)環境づくり(労働条件の改善)といった課題解決に向けて、福祉分野と労働分野、外国人人材であれば国際交流分野等、公私の関係機関・団体が連携して取り組むための仕組みづくり(プラットフォーム、協議会等)が必要。

その背景や現状をご記入ください。

例えば、マイナスイメージの定着により福祉職場が就職先の選択肢として認識されることが少ない現状があるが、他業種と比較し優れていると言えない処遇面など、単なるイメージ向上だけでは解決出来ない根本的な課題が含まれている。また地域共生社会実現に向けて、多様な担い手の活躍が期待されるが、特に外国人人材については言葉や文化・習慣の違いといった面から職場だけでなく地域でも相互理解を図り、共に生活する者として受け入れを進めていかなければならない。さらに人口減少、担い手の高齢化等に関する課題もある。

提言の実現等に向けて、

行政と協働で進めていきたい取り組み

- ・各種研修の充実、マスメディア等を通じた福祉職場PR(理解促進)、外国人の定着に関する各種生活支援(研修、日本語ボランティア情報の提供、誰もが参加可能な居場所づくり他)等(特に後者は市町村域での取り組みが必要)。

- ・上記の取り組みを推進する上でのプラットフォームづくり

制度・施策として求められること

働きやすく、やりがいのある福祉職場づくりの推進に向けた具体的取組事例(情報)の発信、外国人人材のための外国語に精通したボランティア人材の発掘、養成と関係各所への紹介。

提言に向けた貴部会・協議会・団体、構成員等による取り組みをご記入ください

各市町村社協における取組事例の集約、紹介を通じ、それぞれの地域の実情に即した取組が進むよう、部会としての課題共有を図っていく。

- *取組事例(今回の調査から):「高齢者部会における人材確保プロジェクト(横浜市)」、「高校等キャリア教育推進事業(相模原市)」、「福祉の職場相談会(横須賀市)」、「徒歩圏内利用可能サロンの紹介(茅ヶ崎市)」、「介護職員への処遇改善の検討及び推進(伊勢原市)」、「地区別開催イベント&サロン、青少年体験学習、福祉の仕事知ってもらおうプロジェクト(綾瀬市)」、「担い手養成研修、キャリアパス導入検討(清川村)」、「地域住民対象の担い手養成講座(松田町)

【(公社)神奈川県介護福祉士会(第2種正会員連絡会構成団体)】

○外国人人材の受け入れについて

法人等として、外国人人材を受け入れることを考えていますか

当職能団体加入の会員の職場に、外国人人材の受け入れについて、高い意識がある印象を受ける。また、介護福祉士資格を取得された外国人が、当職能団体に加入を希望された場合は受け入れていく。

「考えている場合」、それはどのような理由からですか

当職能団体として、外国人介護福祉士の入会を歓迎する。外国人人材による介護現場の革新を混乱なく受け入れるためにも、日本人材と外国人材の相互理解のための交流の場と介護技術の向上のために分け隔てなく場を提供することができると考えるため。

受け入れるために、どのような対応を検討していますか

会費や入会金等の補助。介護技術講習。会員交流の企画。雇い主側の情報交換の場。

その検討にあたり、どのような課題がありますか

職能団体としての介護福祉士会の認知度のアップ。案内文の言語。外国人雇い主側の意識。

○外国人人材への支援について

より多くの「外国人人材」が安心して暮らせ、仕事ができるよう、“神奈川の福祉現場”で活躍するために、どのような協力ができますか(協力していますか)

- ・介護福祉士資格取得の支援
- ・外国人介護職リーダー養成の支援
- ・外国人介護職員同士の交流の場の提供
- ・日本人と外国人介護職の交流の場の提供
- ・雇い主側の交流の場の提供

その実現のために、あるいは効果的に取り組むには、どのような機関・団体、個人との連携・協働が必要だと考えますか

病院、介護施設、日本語指導員、行政、各種法令相談窓口、大使館、主任ケアマネジャー

○その他、担い手の確保・育成・定着に向けて

提言を簡潔にご記入ください。

まずは、既存の介護技術講習に参加しやすくなるよう、

- ・雇い主側の施設に職能団体の認知度アップに取り組みたい。
- ・講習や研修に申込みやすい、参加しやすい取り組みが必要だと考える

その背景や現状をご記入ください。

介護技術力を上げるための研修に参加するための休みを取得することが職場で難しい現状がある。介護福祉士の資格を持ちながら、職能団体の存在をしらない個人が多い。また、雇い主側の法人にも認知度が低い現状がある。

提言の実現等に向けて、

行政と協働で進めていきたい取り組み

取り組みへの補助金の追加。会場提供。外国語と日本語の理解。

【(一社)神奈川県高齢者福祉施設協議会 (第2種正会員連絡会構成団体)】

○外国人人材の受け入れについて

法人等として、外国人人材を受け入れることを考えていますか

現在EPAで外国人介護福祉士候補生を受入れ、今後増やす方向

「考えている場合」、それはどのような理由からですか

福祉・介護の適性人材の供給数が圧倒的に少なくなっている現実

受け入れるために、どのような対応を検討していますか

- ・生活支援
- ・外国人のチューター、リーダーの計画的育成

その検討にあたり、どのような課題がありますか

資格取得後の日本への定着移住

○外国人人材への支援について

より多くの「外国人人材」が安心して暮らせ、仕事ができるよう、“神奈川の福祉現場”で活躍するために、どのような協力ができますか（協力していますか）

送り出し機関及び受け入れ機関の適性指導に結び付く行政との連携を強化して、働き手、受け入れ施設に安心感を与えること

その実現のために、あるいは効果的に取り組むには、どのような機関・団体、個人との連携・協働が必要だと考えますか

行政の持つ機関（ハローワーク等）を拡充すること、及び各自治体の姉妹都市として送り出し国との連携

○その他、担い手の確保・育成・定着に向けて

提言を簡潔にご記入ください。

若者の福祉・介護に関する問題意識・将来の仕事としての選択に結び付くような教育上の取り組みが必要

その背景や現状をご記入ください。

- ・ボランティアや一日体験だけでは限界がある。
- ・高度経済成長を考えた戦後の教育カリキュラムの見直しが必要。
- ・技術科（産業育成）、家庭科（主婦育成）の単位の抜本的見直し

提言の実現等に向けて、
行政と協働で進めていきたい取り組み
教育カリキュラム

制度・施策として求められること

現在、福祉を家庭科で教え、保健体育で保健を教えている。それぞれから切り離し、保健・福祉の新たな科目を設定し、社会的意識、仕事としての捉え方を教育する

提言に向けた貴部会・協議会・団体、構成員等による取り組みをご記入ください
団体として県や文部科学省、社会に要望していく

【(特非)神奈川県障害者地域作業所連絡協議会（第2種正会員連絡会構成団体）】

○外国人人材の受け入れについて

法人等として、外国人人材を受け入れることを考えていますか

小規模な事業所であるが故に、個々の事業所としての受け入れは困難だと思う

その検討にあたり、どのような課題がありますか

現実的に受け入れることはできないが、言葉や生活習慣の違いをお互いに理解し、尊重するなかでしかお互いの関係を築いていくことは出来ないと思う。

○外国人人材への支援について

より多くの「外国人人材」が安心して暮らせ、仕事ができるよう、“神奈川の福祉現場”で活躍するために、どのような協力ができますか（協力していますか）

暮らしにくさに着目するのであれば、その解消に向けた相談は外国籍に方を含めて可能であると考える。

その実現のために、あるいは効果的に取り組むには、どのような機関・団体、個人との連携・協働が必要だと考えますか

外国人政策を一元的に扱う神奈川県窓口の整備や悪徳ブローカーが付け入らない、対応する（できる）民間団体の創設（設立）を中心とした定着支援のシステムがなければ全て現場で行うこととなり、可能性をもった人材が定着できない。

ただ働き手としての定着だけでなく国際交流の発想を待った受入れと育成を行い、人材交流として外国人が将来にわたり帰国後の福祉リーダーとして活躍することを考えることにより、より循環型の人材の流れを作る等、こちら側の人手不足だけの理由でとらえない計画が必要。

会員の中には草の根的に日本語教育のボランティア活動を行っている人もいる。そんな団体や人の連携が日常的な困り感を救い定着の鍵を握るのではないかと考える。

○その他、担い手の確保・育成・定着に向けて

提言を簡潔にご記入ください。

子育てが一段落した40代以上の世代、中高年層の他の業種からの転職希望者や定年を迎えた60代以上のアクティブシニア世代が、自身の経験や知識を生かし仕事として携わってもらえるように、福祉の経験に関わらず幅広い年齢を対象として市町村社協と協力しながら職業としての啓発活動や研修体制の強化が必要。

また、次世代の人材を確保・育成するためにも福祉教育の更なる充実と、教育に携わる教員や児童・生徒の保護者にも福祉の仕事に対する興味・関心の促進と啓発活動が必要だと考える。

その背景や現状をご記入ください。

・60代以降のアクティブシニア世代になると、ボランティアの育成については積極的な取り組みを行っているが、仕事として中途採用となると人材育成や研修体制や整っていない現状があり、継続的雇用や定着、人材育成が困難な状況となっている。

・少子化に伴い大学・専門学校などでも定員割れが進み若年層の人材確保がますます困難な状況に陥るなか、将来の福祉を担う次世代の福祉離れ（職業として福祉を選択することがない）も加速している。また、学校教育の場面においては高齢者や障害者に対する理解促進のため生徒を対象にボランティア活動の導入など理解啓発に向けて積極的に活動を行っているが、教員や保護者を対象とした啓発活動や福祉の仕事に対する理解への取り組みについてはあまり見られない。

提言の実現等に向けて、

行政と協働で進めていきたい取り組み

- ・児童、生徒の保護者及び学校関係者を対象とした福祉教育の拡充と理解促進
- ・新卒者を対象とした新人研修（基本研修）だけではなく、福祉経験の少ない（福祉経験のない）中途採用者を対象に特化した研修体系の充実（現在県社協では社会福祉法人のみ対象で行われているようだが、NPO 法人等にも拡充した研修の実施）

【神奈川県自閉症児・者親の会連合会（第2種正会員連絡会構成団体）】

○外国人人材の受け入れについて

法人等として、外国人人材を受け入れることを考えていますか

現在は考えていない。

その（受け入れるための）検討にあたり、どのような課題がありますか

現在は考えていないが、今後支援の担い手として外国人人材の受け入れが必要となった場合、「言葉が通じなくても、モラルや権利擁護の意識が高ければ問題ない」とする意見や、「自閉症児・者の特性を考えた場合、大きな声で話したり相手と“高圧的な”やりとりをしたりするような国民性のある国の人は、厳しいのではないか」という意見があった。

安心して暮らせ、仕事ができるよう、“神奈川の福祉現場”で活躍するために、どのような協力ができますか（協力していますか）

現在、当会が直接的に協力できることは浮かばない。ただし、この課題について一つの例として以下のような取り組み（未実施）を聞いている。

外国人受け入れをしたい事業所に、外国人の人権を守る活動を行う NPO 等へ加入（契約）することを義務付けて、事業所は定期的にその NPO のチェックを受け、苦情窓口等を設置し、外国人人材が劣悪な労働環境で働くことのないようにするしくみ。

その実現のために、あるいは効果的に取り組むには、どのような機関・団体、個人との連携・協働が必要だと考えますか

権利擁護機関、事業所連絡会、弁護士会、支援の専門性を研修する機関、等

○その他、担い手の確保・育成・定着に向けて

提言を簡潔にご記入ください。

障害特性に沿った専門性の高い支援者の育成の取り組みが必要だと考える。

その背景や現状をご記入ください。

過去から現在に至るまで、当会の多くの会員から、教育・福祉・就労・その他の現場で、障害特性への専門性がない支援を受けたことによる被害（不登校・ひきこもり・他害自傷等の強度行動障害・二次障害・等）が続いている。

提言の実現等に向けて、

行政と協働で進めていきたい取り組み

実践を伴った効果的な研修

制度・施策として求められること

上記の研修実施にかかわる職員派遣と助成制度

提言に向けた貴部会・協議会・団体、構成員等による取り組みをご記入ください

毎年5日間の日程で行う「自閉症療育者のためのトレーニングセミナー」

【(特非)横浜ダルク・ケア・センター（第2種正会員連絡会構成団体）】

○外国人人材の受け入れについて

法人等として、外国人人材を受け入れることを考えていますか

薬物依存リハビリ施設という特殊性もあり、考えていない。

○その他、担い手の確保・育成・定着に向けて

提言を簡潔にご記入ください。

メンタルケア、話せる（悩み事、困り事）場を持ち、人を確保する

提言の実現等に向けて、
提言に向けた貴部会・協議会・団体、構成員等による取り組みをご記入ください
自助グループでのミーティング参加やカウンセリング

【政策提言委員会委員】

○その他、担い手の確保・育成・定着に向けて
提言を簡潔にご記入ください。

外国人を、人材不足を埋める単なる駒としない方策の検討に取り組みたい
日本で働く最低条件の知識（技術）を取得した方を雇用し、日本の私有館、文化、企業倫理
を雇用側で養育する。

その背景や現状をご記入ください。

人員が足りないから雇用するのでは、駒数をそろえただけで、真の戦力にはならないと思う

【政策提言委員会委員】

○提言を簡潔にご記入ください

1. 外国人労働者の適正な受入れ、育成に向けた支援の充実が必要だと考える
2. 外国人労働者の生活を支えるための地域の在り方の検討が必要だと考える
3. 介護職員の雇用条件、労働環境の一層の改善が必要だと考える

○その背景や現状をご記入ください

- 「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立し、2019年4月より、現在の在留資格に加え、「真に受け入れが必要と認められる人手不足の分野」で「一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材」として、新たな在留資格（特定技能）を持つ外国人の受け入れが始まる。
- 法務省によると、2017年6月末時点の在留外国人数は2,471千人を超え、1996年からの20年間で100万人以上増加している。その要因には、留学や技能実習等の資格で在留する外国人の増加があり、特定技能を有する外国人の受け入れ見込み数（向こう5年間で約34万人）を勘案しても、今後、国内における在留外国人数は急増することが予想される。介護分野においては、向こう5年間で6万人を上限に受け入れることとしている。この数は、他分野の上限に比べ突出して高い数値となっている。
- 「平成29（2017）年度介護労働実態調査」（（公財）介護労働安定センター）によると、外国人労働者を受け入れている事業所は全体の5.4%で、日系人の受け入れが最も多く、EPA、留学生の数は少数に留まっている。今後の活用予定については、全体の15.9%が「活用する予定がある」と回答し、その多くは、「技能実習」「EPAによる受け入れ」を予定している。
- また、外国人労働者を活用する上での課題として、「会話等における意思疎通」「日本語の文章力・読解力不測による記録の作成」「生活、習慣等の違いによる日常業務」に支障があると感じている事業所が多い。これらは、他分野においても共通する課題であり、経団連が2018年10月に提言した「外国人材の受入れに向けた基本的な考え方」では、受け入れの促進に向けた課題と併せ、外国人との多文化共生社会の実現に向けた職場環境の整備の要請や、暮らしやすい地域社会づくり、教育の充実、労働環境の改善等を求めている。
- 法務省では、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策検討会」（2018年12月）をまとめ、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備の具体的方策を示し、施策の充実に向けた取り組みが進められている。
- 日弁連においては、新たな外国人労働者の受け入れが始まるのを前に、人権保障に適った外国人受入れ制度と多文化の共生する社会を構築することが喫緊の課題とし、「新しい外国人労働者受入れ制度を確立し、外国にルーツを持つ人々と共生する社会を構築することを求める宣言」を公表し、国や自治体に対し、具体的な行動に移ることを求めている。
- 介護事業所における離職率は、平成28（2016）年度調査においては16.7%。改善傾向にあるものの、依然、全産業平均（15.0%）と比較するとやや高い水準で推移している。離職理由については、「職場の人間関係」「結婚・出産・妊娠・育児」「理念や運営の在り方」など、職場環境や経営理念に対する理由が上位を占めている。

- 労働者の所定内賃金（月給の者）は全体平均 227,275 円（介護職員 211,464 円、訪問介護員 198,486 円）で、中央労働委員会の「平成 29（2017）年賃金事情等総合調査（確報）」における調査産業全体平均賃金 363,000 円と比べも、依然水準が低い状況であることは否めない。
- 賞与にいたっては全体平均が 572,079 円であるが、介護職員 547,957 円、訪問介護員 371,984 円と、介護分野内においても格差が生じている。また、制度として賞与の仕組みがあるかどうかの設問に対しては、正規職員は 71.5%が「仕組みがある」と回答したのに対し、非正規職員は 38.2%と、事業所種別、職種ごとに支給状況や仕組みに差が生じていることが窺える。

○提言の実現等に向けて、

行政と協働で進めていきたい取り組み

1. 外国人労働者の適正な受入れ、育成に向けた支援の充実が必要だと考える
 - (1) 適正な受入れを行うための業界全体での規制、ルールの確立
 - (2) 労働環境改善に向けた取り組み事例の共有
 - (3) 受け入れ側の不安を解消するための、相談窓口、巡回担当者の設置
 - (4) 円滑な就業に結び付けるための「圏域外国人労働者専用の就職支援センター（仮称）」の設置
2. 外国人労働者の生活を支えるための地域の在り方の検討が必要だと考える
 - (1) 外国人労働者、日本人相互の理解促進、意識醸成に向けた取り組みの推進
 - (2) 行政情報や生活情報に多言語でアクセスできる環境の整備、日本語教育の充実
 - (3) 地域住民との協働による多文化共生のコミュニティづくり
3. 介護職員の雇用条件、労働環境の一層の改善が必要だと考える
 - (1) 労働環境改善に向けた取り組みの奨励（改善にかかる補助金の新設等）
 - (2) 優良事業者に対する行政監査の緩和
 - (3) 優良事業者マーク等の配布を通じた改善意識向上への取り組み

制度・施策として求められること

1. 外国人労働者の適正な受入れ、育成に向けた支援の充実が必要だと考える
 - (1) 大都市への集中を避けるための、受け入れ人数の調整、許可機能の充実
 - (2) 優良事業者に対する在留資格手続きの簡素化等の優遇措置
 - (3) 不適切な受入れを行った事業者に対する罰則規定の制定
 - (4) 外国人労働者の能力開発に向けた制度や基準の設計
2. 外国人労働者の生活を支えるための地域の在り方の検討が必要だと考える
 - (1) 人権擁護に向けた労働相談窓口、苦情解決機関の設置
 - (2) 医療や介護、教育、子育て等における格差の是正
 - (3) 定住するための行政手続きや住まい探しにかかる手続き等の簡素化、補助体制の構築
3. 介護職員の雇用条件、労働環境の一層の改善が必要だと考える
 - (1) 外国人労働者の流入による介護分野全体の賃金等処遇停滞を防ぐための取り組みの推進
 - (2) 介護分野の働き方の実情に合わせ、種別や職種ごとの格差が生じないような処遇の在り方の検討

【かながわ福祉サービス第三者評価推進機構（本会各部所）】

No. 1

○外国人人材への支援について

より多くの「外国人人材」が安心して暮らせ、仕事ができるよう、“神奈川の福祉現場”で活躍するために、どのような協力ができますか（協力していますか）

- ①福祉サービス第三者評価受審及び結果報告書の公表を通して、社会福祉施設・事業者等による「外国人人材」の活躍支援に向けた取組について広報・周知することができる。
- ②外国人人材について、神奈川県独自の評価項目として共通評価基準に取り入れた場合、自己評価・第三者評価のプロセスを通じて、社会福祉施設・事業者等への気づきを促すことができる。

その実現のために、あるいは効果的に取り組むには、どのような機関・団体、個人との連携・協働が必要だと考えますか

<①関連>

- ・県及び33市町村行政との連携による、評価結果公表ページの認知度向上への取り組み
- ・法人・施設会員及び部会協議会組織との協働による第三者評価受審の促進
- ・県及び助成機関等との連携による、評価結果の利活用に向けたホームページ（検索機能）の充実

<②関連>

- ・法人・施設会員及び部会協議会組織との協働による、支援現場の目線に立った課題整理と提言
- ・県及び33市町村行政との連携による、外国人人材の活躍支援に向けた方針・施策の明文化

○その他、担い手の確保・育成・定着に向けて

提言を簡潔にご記入ください

福祉人材の育成・定着に向けた第三者評価の積極的活用

- ・第三者評価受審情報（受審の有無、受審年度、報告書等）がより多くの一般市民の目に触れるよう、全国共通で整備されている情報媒体との連携調整を図りたい。
- ・サービス選択場面で仲介役となる相談員からの情報提供の際、第三者評価受審情報が確実に説明・案内されるよう仕組みを整理していただきたい。

その背景や現状をご記入ください

- ・平成30年3月、厚労省より高齢者福祉・障害福祉サービスの重要説明事項に「第三者評価受審の有無」等が加えられるなど、福祉サービスの担い手の広がりに伴い、福祉サービス第三者評価事業は、福祉サービスの選択に資する情報としての位置づけの強化が進んでいる。
- ・社会的養護・保育分野では、自己評価・第三者評価受審の義務付けや公定価格への組み入れなどが行われているが、高齢・障害等の分野は任意の仕組みとして、必要な時間と費用を自ら捻出した上で、福祉サービスの質の向上に向けた主体的な取組姿勢を組織内外へ示している。
- ・福祉サービス第三者評価事業は、「自己評価」「利用者調査」「第三者評価」のプロセスを踏んで行われる一つの評価手法だが、特に社会福祉施設・事業所等で行われる「自己評価」は、組織理念に基づく事業実施の状況確認、担い手同士の思いの分かち合いなど、評価項目を軸とした職場内コミュニケーションを経て、組織の方向性や課題を整理する貴重な機会となっている。

提言の実現等に向けて、

行政と協働で進めていきたい取り組み

- ・県地域福祉課（第三者評価事業所管）と各サービス種別所管課間、県と市町村行政間の連携調整を図っていただいた上で、第三者評価事業の見直し状況や事業趣旨・内容等の周知啓発を進めたい。
- ・新設の社会福祉施設・事業者への説明会等の場面において、福祉サービス評価に関する説明時間を設け、周知啓発・受審促進を図っていただきたい。
- ・介護分野・障害分野の情報公表制度において、福祉サービス利用者にとって、第三者評価受審情報が分かりやすく把握できるよう調整いただきたい。

制度・施策として求められること

- ・福祉サービス第三者評価事業の趣旨・内容に関する周知啓発
- ・受審事業者のインセンティブの強化

提言に向けた貴部会・協議会・団体、構成員等による取り組みをご記入ください

<社会福祉施設・事業所の取り組み>

- ・自己評価、利用者調査、第三者評価等によりサービスの振り返りを行い、組織の求める人材像やそこに向けて必要な研修会、職員間の日常的なコミュニケーションのあり方等を検討し見直しを図っている。

<本会推進機構の取り組み>

- ・県・横浜市・川崎市との協働により事業見直しを進め、県全域で共通して使用できる「標準的な評価基準」の導入を図り、受審事業者、評価機関・評価調査者、福祉サービス利用（予定）者にとって分かりやすい仕組みづくりを進めている。

No. 2

○その他、担い手の確保・育成・定着に向けて

提言を簡潔にご記入ください

障害者グループホームを支える担い手確保と人材育成の支援

その背景や現状をご記入ください

- ・評価結果報告書を確認する中、対象・種別を問わず、さらなる職員の専門性向上への期待が多くみられる。非常勤職員の割合が次第に高まってきた昨今では、常勤だけに限られてきた職員会議や研修参加を、非常勤にまで対象を広げるよう提案する記載も報告書に散見されるようになった。
- ・特に、一人勤務の多い障害者グループホームの生活支援員は、密室性・密着性という事業所特性から、一般的な入所・通所施設より高い専門性（倫理観・介護や相談のスキル・緊急時対応等の力量）が必要になること、利用者によって社会参加支援から看取り支援まで幅広い支援ニーズがあることなど、入職前後の入念な研修やフォロー策が重要と指摘されている。
- ・しかし、複数の職員を研修に参加させたくても、複数職員が抜けては運営が回らないという事業所の実態に加え、県の行う研修会（サービス管理責任者向け補足研修等）の参加定員との関係から、結果的に職員の資格取得等が進まない状況もある。
- ・指定や認可をする行政側にとっても、指定・認可申請の時点では、人員配置など書面上の要件を満たすこと以外に事業所の質を見極める手段がなく、職員の質にまで踏み込むことができないのが現状である。

提言の実現等に向けて、

行政と協働で進めていきたい取り組み

- ・障害者グループホームのサービス評価の促進

福祉サービス評価のプロセスを通じて、事業所内外のコミュニケーションが活発化し、事業所の目指す支援の方向性、求められる人材像や育成上の課題が整理され、サービスの質の向上に向けた主体的な取り組みが進むよう働きかけていきたい。

制度・施策として求められること

- ・障害者グループホームにおけるサービス評価の実施加算・補助等
- ・障害者グループホーム職員がサービス評価を行うための環境整備

それぞれの法人・事業所の努力は当然としながらも、福祉サービス評価に関する研修実施体制を整える、外部研修に参加しやすい体制を整える、評価実施に具体的なインセンティブを設けるなど、事業所の取り組みを後押しする環境整備も必要である。

提言に向けた貴部会・協議会・団体・構成員等による取り組みをご記入ください

<障害者グループホームの取り組み>

- ・自己評価、利用者調査、第三者評価等によりサービスの振り返りを行い、組織の求める人材像やそこに向けて必要な研修会、職員間の日常的なコミュニケーションのあり方等を検討し見直しを図っている。

<本会推進機構の取り組み>

- ・県地域福祉課・障害福祉課との協働のもと「障害者グループホーム第三者評価部会」を設け、サービスの質の向上につなげていくための評価手法・評価項目の開発、運営主体（法人）との連携により評価を行いやすくするための評価項目の見直し、評価機関の認証更新、調査者養成とフォロー、事業者説明会・研修会の開催等を行っている。

【かながわ福祉人材研修センター】

○外国人人材への支援について

1. 「外国人人材」とひとくくりされているが、現在（2019.4.1 現在）では、介護職として認められている在留資格は、EPA（経済連携協定）、介護（介護福祉士養成校留学生等）、技能実習、特定技能がある。介護の専門職として、介護福祉士として介護業務に従事するためには、入国時の語学力や基本的な知識、学習能力が異なっている。
2. 国家資格取得し専門職として従事するまでの間の生活や学習支援等も、在留資格により、業務に従事できる期間や就労できる時間数が限定されている。
そこで、共通する支援課題として、次の点があげられる。

- ①専門性の向上や国家資格取得のための支援（日本語学習含む）等
- ②安心して学び働くための環境整備

3. 神奈川県においては、外国籍県民の学習、就労、生活支援等を長年にわたり取り組んでいる。そのため、県内には、それぞれの出身国・地域の人々によるコミュニティや行政機関をはじめ市民活動レベルでの相談支援事業・活動等が展開されている。

そのため、神奈川県内に定住し、専門職として従事してもらうためには、介護人材として受け入れる法人・事業所のみでなく、広く神奈川の住民としての支援が必要となる。

4. 受入法人・事業所においては、専門性の向上として、留学生の受け入れをはじめ、職員の養成・育成のための体制づくりが求められる。通常の職員育成プログラムのほか、日本語学習や生活文化の学び等も必要と考える。

留学生の受け入れの場合は、養成校に通学する時間やアルバイトで就労できる時間は週 28 時間以内ということを厳守しての支援が必要である。

留学生を受け入れる法人・事業所のための助成金制度等の活用や外国語による相談窓口、養成校と連携した修学資金等の正しい情報を留学生本人に提供するなども重要となる。

5. 生活支援においては、衣・食・住、それぞれの環境整備や経済的支援は基本であるが、さまざまな問題に対応できる相談支援が重要となる。

相談支援を実施する機関・団体によりそれぞれの専門的領域や特徴があるので、留学生等本人が検索しやすい情報提供の仕組みが重要となる。

①外国人コミュニティ・市民活動団体による情報提供

②在住外国人向け公的相談機関 ⇔ 雇用法・事業者の情報提供・相談機関

③医療等含め、日常生活にかかわる相談・情報提供

【経営者部会】

○「小地域」（地区社協や自治会・町内会等）での取り組みの活発化及び包括的な支援に向けて「小地域」の中でニーズや課題を発見しても、貴法人・施設、団体等において対応が難しい・できない場合には、いわゆる、つなぐ（関係機関に対応を依頼する等）ことで対応することになると考えますが、つなぐ上で課題となるのはどのようなことですか

できる限り「小地域」での取り組みの活性化を包括的に支えようと試みてはいるが、つなぐ先においても人員不足が目立つようになり、いかにしてボランティアに協力を仰げるかが価値ある取り組みへの鍵となっている。一例として、サロン活動に協力して地域住民の足として施設のバスを提供しているが、専属運転ボランティアがなかなか定着しない。

当該行政区域より小さい単位における分野を問わない関係機関・団体同士の連絡調整の場に参加・参画していますか（事務局の役割を含む）。参加・参画している場合には、その区域を教えてください

麻生区社協のボランティアコーディネート委員会に所属し、人とサロンをつなぐ移送推進協議会及びあさおサロン送迎等推進会議に参加している。

「参加・参画している」場合、その場はニーズや課題への対応など、具体的なケース等を元にした協議を行っていますか

定期的に委員会で協議を実施している。また、区社協のボランティア講座や交流会等でニーズの掘り起こし、課題への対応策を協議している。

「小地域」での課題把握や解決を試みる体制づくりについて

行政と協働で進めていきたい取り組み

ボランティアの養成確保に向けた取り組み及び法人施設内の「地域交流室」及び「会議室」等を高齢者と地域住民との交流の場所・居場所として機能的に活用するための取り組みを考えている

制度・施策として求められること

- ・ボランティア援助費の創設（交通費＋弁当代等の支給）
- ・高齢者と地域住民との交流の場所・居場所を充実させるための補助金等の創設（遊戯備品・運動器具の購入費の補助等）

○その他、地域共生社会の実現、支え合いの地域づくりの推進に向けて

提言を簡潔にご記入ください

地域住民の方の「楽しみ」を生み出す取り組みが必要だと考える。そのためにも、老人施設・障害施設・児童施設・保育施設等が一般住民と共に協力し合い、「楽しみ」を一緒に創造していく取り組みを行いたい

その背景や現状をご記入ください

法人の施設において、毎年一度、地域交流祭を開催している。各方面（小中学校等学校・障害者施設・大学サークル等）の協力を得て地域の活性化・楽しみの機会を提供している。

提言の実現等に向けて、

行政と協働で進めていきたい取り組み

地域資源を掘り起こし、横のつながりをつけ、それを目的達成のために効果的かつ機能的に利活用するために、スペシャリストの養成を行政と協働で進められたらと考えている。

制度・施策として求められること

地域共生社会の実現、支え合いの地域づくりの観点から様々な取り組みが可能だと考えている。可能を実現していくためには、取り組みの障害となるような手間のかかる行政手続き等を極力少なくしていただき現場のフットワークを軽くするための援助・補助が望まれる。

提言に向けた貴部会・協議会・団体、構成員等による取り組みをご記入ください

経営者部会「公益的な取組に関する委員会」において、会員法人の公益的な取組についてアンケートを実施しており、今後各法人が参考にできる取組について情報提供を行いたいと考えている。

当法人（※）では、現在、地域交流室を舞台に地域共生のための取り組みとして、不登校児童の居場所づくりをすすめている。また、会議室隣接スペースに卓球台等を準備して地域共生社会の実現、支え合いの地域づくりの場として活用していくことを検討している。（※）（福）鈴保福祉会

【母子生活支援施設協議会】

○「小地域」（地区社協や自治会・町内会等）での取り組みの活発化及び包括的な支援に向けて「小地域」の中でニーズや課題を発見しても、貴法人・施設、団体等において対応が難しい・できない場合には、いわゆる、つなぐ（関係機関に対応を依頼する等）ことで対応することになると考えますが、つなぐ上で課題となるのはどのようなことですか

親と子の集いの広場事業は、当初は施設周辺の地域家庭での虐待防止・予防対策と乳児院利用者の社会復帰や里親委託時のプログラムとして開催。現在は地域に馴染んで利用数は相当の数に及んでいる。しかし、来られない世帯に危険が潜んでいることを考え、家庭訪問型子育て支援に取り組んでいる。神奈川県全域からの問い合わせがあり、地域行政とのつながりが難しいところ。

当該行政区域より小さい単位における分野を問わない関係機関・団体同士の連絡調整の場に参加・参画していますか（事務局の役割を含む）。参加・参画している場合には、その区域を教えてください

横浜市泉区要保護児童対策協議会
横浜市泉区子育て支援ネットワーク
泉区中田・白百合子育てネット

「参加・参画している」場合、その場はニーズや課題への対応など、具体的なケース等を元にした協議を行っていますか

泉区との子育てネットワークでは情報を共有している。

NHKなどで「家庭訪問型子育て支援ホームスタート」の報道がされると、神奈川県内から家庭訪問の依頼が入ってくる。神奈川県には同事業をしているところは当方しかいないため、連絡が入ったところは訪問しますが、ボランティア活動のため、遠方までは難しい。

「小地域」での課題把握や解決を試みる体制づくりについて

行政と協働で進めていきたい取り組み

泉区はこの事業の良さを理解して、再来年より区の委託事業の方向性が見えてきた。

他都市では、行政がこの事業を後援しているところもある。

制度・施策として求められること

地域子育て支援事業の養育支援事業として、民間の活動を支援していただきたい。ボランティア活動では、養成には専門家による講座開催や訪問のための交通費の支弁が必要。

○その他、地域共生社会の実現、支え合いの地域づくりの推進に向けて

提言を簡潔にご記入ください

地域での子育て支援の充実に、施設のハード面を活かした地域貢献に取り組みたい。

その背景や現状をご記入ください

先に記載した子育て支援事業を各地域で展開できることが望まれる。ただし、神奈川県域で一カ所では周りきれない。本来は中学校区ぐらいに一つの拠点が必要。

提言の実現等に向けて、

行政と協働で進めていきたい取り組み

- ・各行政が民間の力を理解し、公民連携した子育て支援ができる街づくり
- ・困っている世帯の困り事を把握し、行政とのつなぎ役になり、使える社会資源を提示、進めていく。

制度・施策として求められること

- ・上記の予算を検討していただきたい。
- ・母子に特化せずに、父子等、家庭の諸事情を抱えた方々の利用を第一と考える。

【老人福祉施設協議会】

○「小地域」（地区社協や自治会・町内会等）での取り組みの活発化及び包括的な支援に向けて「小地域」の中でニーズや課題を発見しても、貴法人・施設、団体等において対応が難しい・できない場合には、いわゆる、つなぐ（関係機関に対応を依頼する等）ことで対応することになると考えますが、つなぐ上で課題となるのはどのようなことですか

- ・ 料金的な事。当該施設より利用料が高い場合。
- ・ 人材、資金、事務局
- ・ 自らが専門としている福祉（当法人は高齢者福祉）関連であれば、横のつながりもあり、また関係機関も把握している為つなぐ対応はしやすい。しかし専門外の福祉（障害や児童等）のニーズや課題発見時には、つなぐパイプを理解していないので、専門外の専門機関の情報把握が課題ではないか。
- ・ 他分野、他領域に対する理解不足。
- ・ 法人内職員に対するつなぐ意識への教育等
- ・ 地域支援ネットワークを活用しつないでいきますが、機関の対応力が十分周知されていない場合に対応が行き詰まり、結果的に他の機関にまわさざるを得ず、スムーズにつなぐことが困難な場合がある。
- ・ 迅速な対応が必要だが、機関間の引き続きのタイミングが合わず苦労することがある。

当該行政区域より小さい単位における分野を問わない関係機関・団体同士の連絡調整の場に参加・参画していますか（事務局の役割を含む）。参加・参画している場合には、その区域を教えてください

- ・ 小学校区にある地区社会福祉協議会、ボランティアセンター、小地域ケア会議、地域郷土づくり推進会議など
- ・ 包括的ケア会議、運営推進会議・・・地域包括支援センターの担当区域内

「参加・参画している」場合、その場はニーズや課題への対応など、具体的なケース等を元にした協議を行っていますか

- ・ 特に、ボランティアセンターでは、定例会議参加してのアドバイザーの役割を担ったり、ボランティアの方々への研修など対応している。
- ・ 具体的ケースを元に協議を行っている。

「小地域」での課題把握や解決を試みる体制づくりについて

行政と協働で進めていきたい取り組み

- ・ 少子高齢化社会が特に進む三浦市において、独居老人、身寄りのない老人に対する在宅・施設サービスの普及
- ・ 行政を巻き込むことにより、法人独自以外の、もっと大きな貢献事業ができるので様々な課題解決に役立つ事業が出来るのではないのでしょうか。
- ・ 小地域ケア会議を通じた共働
- ・ 「地域での支え合いが必要である」との理解を得るための説明
- ・ 個別ケア会議や包括的ケア会議開催において解決の糸口を見出すこと

制度・施策として求められること

- ・ 配食サービスの普及（民間）、在宅部門において訪問介護サービスを行う事業所の定期巡回サービスの単位の見直し等（現状の単位では乗り出す法人は少ないかと考える。）
- ・ 地域づくり活動への更なる助成（人、もの、金）
- ・ 高齢者への保険、医療、福祉等のサービスについての総合調整を行うとされる高齢者地域ケア会議のあり方の中で具体的方策が議論される必要がある

○その他、地域共生社会の実現、支え合いの地域づくりの推進に向けて

提言を簡潔にご記入ください

- ・ 人口回復に取り組みたい。
- ・ 大人への福祉教育の取り組み。
- ・ 福祉の縦割りを取り除く必要があると思う。具体的には、高齢・障害・児童の枠を取り払った横のつながりが必要だと思う。
- ・ 社会福祉法人としての公益的活動に真摯に取り組んでいきたい。
- ・ 地域の支え合いづくりの取り組みが喫緊の課題と考えている。

その背景や現状をご記入ください

- ・支えあう上で人と人の交流なしには難しい。過疎化が進む地域では顕著のため、まずは他県やIターン、Uターン者の定着に優先的に取り組む必要がある。
- ・子育て世代と高齢者の孤立化
- ・現状は、自らの専門の従事者とは双方の顔のつながりが出来ていると思いますが、専門外の福祉関係者とのつながりは、まだまだ弱いと思う。
- ・地域包括ケアシステムの構築
- ・高齢者だけでなく障害・疾病のある方、また、その方々を支えている家族など、地域に住む人の思いは様々。介護保険や行政等では解決することが出来ない課題について小地域で解決策を見出さなければならない現状がある。

提言の実現等に向けて、

行政と協働で進めていきたい取り組み

- ・市町村、ハローワーク、商工会議所主催の移住セミナーで「働き口」として参加する。
- ・様々な会議を企画して頂いているので、横のつながりも以前より増してきていると思う。この流れを行政と共同でより強化したいと思う。
- ・自治会、老人会、民生委員等、地域団体及び地域住民との共働
- ・町内関係者、民生委員など地域の支え手に対する説明の場面で行政と共働できると助けになる。

制度・施策として求められること

- ・積極的な参加
- ・地域支援事業、総合事業の確実な推進
- ・住民から声を待つだけではなく、各地域にマニュアルを配布し、期限を設け立ち上げなければならない制度が必要と考える。地域を支えるための組織が立ち上がっている地区とそうでない地区では、生活の質や経済的負担・精神的負担に差が出てしまっているため。

提言に向けた貴部会・協議会・団体、構成員等による取り組みをご記入ください

- ・高齢者福祉施設と障害者福祉施設との連携を模索中。今後は保育施設の方にも参加を呼びかけ、社会福祉法人として地域貢献できることを引き続き検討する。
- ・市独自事業への積極的な参加、協力
- ・一般的介護予防事業の受託企画運営
- ・地域団体活動への支援
- ・法人の人材、場所の提供、地域支援活動の実施

【障害福祉施設協議会】

○「小地域」（地区社協や自治会・町内会等）での取り組みの活発化及び包括的な支援に向けて「小地域」の中でニーズや課題を発見しても、貴法人・施設、団体等において対応が難しい・できない場合には、いわゆる、つなぐ（関係機関に対応を依頼する等）ことで対応することになると考えますが、つなぐ上で課題となるのはどのようなことですか

- ・相手方の理解度や住民意識。
- ・普段から関係機関と関係を作っておくこと。
- ・課題はネットワークが、日頃より顔の見える関係にあるかどうかだと思ふ。事務局等の中心となる窓口が必要である。
- ・例として藤沢市においては市社協を事務局とし、42法人（高齢・障害・児童）98施設が一体となり「福祉なんでも相談」システムづくりや各々の窓口と連携して“つながり”をもてる体制を整備しているため、現在特に課題はなし。

当該行政区画より小さい単位における分野を問わない関係機関・団体同士の連絡調整の場に参加・参画していますか（事務局の役割を含む）。参加・参画している場合には、その区域を教えてください

- ・園等施設の所在する自治会に参加（各行事等）。
- ・自治会・地区の社協。
- ・地域の中の施設として、残土処分地への反対表明及び災害時の協力・施設開放（要援護者受入）。
- ・当法人の所在地区においては、災害対策を中心として東日本大震災を契機に、ジャンル（児

童・高齢・障害)を越えて連携組織を立ち上げ、そのリーダー的役割を果たしてきた。現在は一応の落ち着いた状態となっているが、いつでも声掛けで集まれる基礎はできている。

- ・地域の行政、社協が設置する組織として複数法人が参加、連携する体制がある。例として平塚市の場合、平塚市社会福祉協議会の福祉施設部会は高齢・保育・障がいにもたがる公的な組織である。研修、情報交換、懇親会を毎年定期的に開催している。民間の任意団体である組織「平塚市民間社会福祉事業協会」は、高齢・保育・障がいにもたがる社会福祉法人の経営層の集まりで、市への要望、協議、研修を中心に定期的に開催している。

「参加・参画している」場合、その場合はニーズや課題への対応など、具体的なケース等を元にした協議を行っていますか

- ・避難生活施設連絡協議会など。
- ・避難スペースの確保、食料の状況、またテント等各々の施設による物品の貸借ほか、リストを共有し協議ができている。
- ・過去、行政との折衝のなかでは、具体的な事例をもって協議、要望した(減免制度、ごみ有料化問題等)。

「小地域」での課題把握や解決を試みる体制づくりについて

行政と協働で進めていきたい取り組み

- ・地域の会合等へ行政も積極的に参加していただくこと。
- ・災害時における、施設への受入れ(地域の要援護者の受入れ体制)。
- ・例として藤沢市が進める“縁側事業”において、当法人は困り事の相談、情報提供を受けることなどを通し、解決の方向へ具体的に進めている。
- ・例として平塚市では「町内福祉村」制度があり、地区社会福祉協議会のある各エリアで設置されている。共助の取組であり、地域住民の参加型システムである。民生委員・児童委員さん、包括ケアセンター(高齢よろず相談センター)等のケアマネジャーが連携している。

制度・施策として求められること

- ・施設として地域住民に理解していただけるよう、積極的な姿勢が必要である。
- ・地域の活動は、限られた予算のなかで、民生委員・児童委員さん、役員さんが活動しているが負担感はある。公助が減りつつ共助、自助への負担が増すことは、活動する方々の高齢化もあり、継続運営する難しさはある。公助の財源、マンパワーの充実は欠かせない。

○その他、地域共生社会の実現、支え合いの地域づくりの推進に向けて

提言を簡潔にご記入ください

①支えあい地域づくりの推進について

- ・有事の際、安心して施設を利用していただけるように充実を図ることが必要。
- ・地域エリアの法人が連携して、顔の見える関係で取組みたい。とくに市民活動団体、商工会議所、企業、商店、NPO 団体等と連携して「防災・福祉のまちづくり」の活動に取組みたい。
- ・防災訓練などを通じて施設と地域住民の関係を深める。

②グループホーム運営費補助事業の充実

③障害者地域生活サポート事業の推進

- ・県市 1/2 補助であるが市町村へ交付金化されたため、市町村格差が生まれている。県内公平に推進されることを望む。

④障害児、加齢児の生活支援及び地域生活移行が必要だと考える。

その背景や現状をご記入ください

①支えあい地域づくりの推進について

- ・災害時には入所施設ではまずは入所者の安全第一になるが、地域の方々の場所等の確保を図り、普段から予行練習をしておくことが大切。
- ・現在当法人では、グループホームを 2019 年度中に開設する準備をしており、その地域の拠点として、地域との交流・共同をより高めようとしている。その地区の「包括」事業も当法人が担当しており、連携して諸行事を中心に深めていく。
- ・地域包括ケアシステムは、児童・高齢・障害者のケアだけでなく、地域の中に潜む問題など既存の制度では対応できない方たちにどう対処すべきか、「困り事」のある方たちの拠り所となるように取り組んでいく。
- ・平塚市は、市民活動センターを拠点にたくさんの市民団体が活動している。そのようななか

で防災、福祉関係、生活困窮者等への取り組みが多数あるので連携をとる必要があると考える。

②グループホーム運営費補助事業の充実

- ・グループホームの運営の円滑化が課題。
- ・現行グループホームの職員配置では、重度の方の受入れは困難。
- ・障害者グループホームの家賃補助は、市町村独自の実施となっており、市町村間の格差が生じている。県の「グループホーム等居住支援事業費」についても、平成26年度からごく一部の市町村を除き交付金化されたことで、格差がますます広がることが懸念される。

③障害者地域生活サポート事業の推進

- ・障がい分野の県域については、運営補助金がなくなり、障害者地域生活サポート事業に代わった。しかし、交付条件が難しいことと、市町村の財政事情で実施に格差がある。
- ・県事業の一環として行われていた本事業だが、平成26年度からは交付金化され「地域の実情に応じて行う」ものとされている。利用希望者の多少にかかわらず身近な地域に必要なサービスが受けられるよう基盤整備を進めるためには、市町村によるさらなる自主財源の投入が必要となるが、厳しい行財政の状況下での見通しは厳しく、市町村間でサービス内容にますます差が広がることが懸念される。

④障害児の地域生活移行

- ・移行期限の延長など見直されているが、現状では障害者支援施設の入所待機者が多いために、特別支援学校の高等部卒業後、引き続き社会的養護が必要な利用者の障害者支援施設へのスムーズな移行を難しくしている。
- ・家庭での暮らしが困難になられた方、被虐待の緊急受け入れ、災害時の緊急避難、宿泊体験、レスパイトなど、入所施設は地域生活を支えるセーフティーネットとして大変重要な役割を担っており、日常的に短期入所のニーズが高いことも、このことを示している。また、重度重複障害児については、地域生活移行にあたり、住まいや利用するサービス事業所のハード面の改善、支援のための専門知識・経験などソフト面の両方を整えていく必要がある。

提言の実現等に向けて、

行政と協働で進めていきたい取り組み

- ・市民が集える拠点施設の整備が必要。行政からのマンパワーの派遣も含めて後押しの充実を望む。
- ・災害訓練などを実施する際、行政の役割や担当をハッキリ示していただく。福祉避難所について一緒に考えていく。
- ・自立支援協議会を中心として相談支援、障害者サービス事業及び行政との連携強化が必要。
- ・障害福祉サービス基盤整備、地域移行・定着の充実、生活の質向上。
- ・重度重複障害児に関する専門知識・支援スキルを学ぶ場づくり。

制度・施策として求められること

- ・障害者地域生活サポート事業の交付条件の見直し及びグループホーム運営費補助事業の交付条件の見直しについて、人の基準配置以上の配置、地域移行を前提とした条件等、現場の運営から現実的でない条件が多くなっている。国の単価の不足分を補う意味で、以前の運営費補助のように事業、実員等に合わせて定額でつけるような柔軟的な制度にしてほしいと思う。
- ・市町村による現存事業の継続と新規サービスの拡大を望む。
- ・県による市町村間の情報交換の機会設定や、市町村ごとにサービスの内容・質に差異が生じないような指導・働きかけが必要。
- ・民間施設も含めた障害者支援施設に障害児入所施設卒園利用者の受入れ枠の設置等、県との調整。
- ・グループホーム設置基準の規制緩和。
- ・重度障害があっても共に生きることが当たり前と感じられるようなノーマライゼーション、インクルージョン理念に関する教育機会の確保。
- ・例として平塚市には市民活動ファンド制度があり、公開プレゼンの審査を受けて助成を受けている。しかし、財源、活動年数等に制限があるので拡充を望む。このような助成金をもとに運営が円滑になる制度を望む。

提言に向けた貴部会・協議会・団体、構成員等による取り組みをご記入ください

- ・避難行動要支援者の受入れに対する物品、給水、電気等の確保、及び点検の実施。
- ・一部の法人では商工会議所の会員となり、商店、飲食店関係の方々とともに市民活動を実施。その中で FM ラジオのコミュニティ放送に参加し、災害時放送等に備えている。イベント実行委員としても参加している。(平塚市)
- ・今後同じ地区のコミュニティセンターにて、福祉避難所のモデル事業を始める。(大和市)
- ・県下の知的・身障・就労系等、様々な事業者団体により、要望・提言活動を行うとともに、折に触れて上記の懸念を県・市町村に伝え、市町村ごとにサービスの内容・質に差が生じないように働きかけている。
- ・児童相談所・福祉事務所・家族との連携による障害者支援施設の見学・体験入所（短期入所）の実施。
- ・重度重複障害児・者が生活しやすい障害者グループホームの設計・建築・運営。
- ・重度重複障害者の生活支援の質の向上に向けた世話人の育成。

【更生福祉施設協議会】

○「小地域」（地区社協や自治会・町内会等）での取り組みの活発化及び包括的な支援に向けて「小地域」の中でニーズや課題を発見しても、貴法人・施設、団体等において対応が難しい・できない場合には、いわゆる、つなぐ（関係機関に対応を依頼する等）ことで対応することになると考えますが、つなぐ上で課題となるのはどのようなことですか

- ・他機関との連携
- ・個人情報やりとり

当該行政区域より小さい単位における分野を問わない関係機関・団体同士の連絡調整の場に参加・参画していますか（事務局の役割を含む）。参加・参画している場合には、その区域を教えてください

- ・他の自立支援事業の定例支援調整会議に参加している

「参加・参画している」場合、その場はニーズや課題への対応など、具体的なケース等を元にした協議を行っていますか

- ・定例支援調整会議での内容の共有

「小地域」での課題把握や解決を試みる体制づくりについて

行政と協働で進めていきたい取り組み

- ・生活困窮者の掘り起こしと支援

制度・施策として求められること

- ・民生委員等と地域との連携

○その他、地域共生社会の実現、支え合いの地域づくりの推進に向けて

提言を簡潔にご記入ください

- ①生活困窮者自立支援制度の周知が不十分なため広報普及の取り組みが必要と考える。
- ②刑務所出所者等に対する福祉支援体制の整備の取り組みが必要と考える。
- ③更生保護に関する啓発強化の取り組みが必要と考える。

その背景や現状をご記入ください

- ①法律施行から3年以上経つが、法律内容や制度を知らないことから生活困窮状態を続けている広義のホームレス（ネットカフェ難民など）が存在していること。
- ②福祉施設は障害者をサポートする支援体制はあるものの、刑務所出所者等の福祉支援になると拒否的な対応をする施設（医療面も同様）が多く、刑務所出所者等の受け皿確保につながっていない現状がある。
- ③更生保護は、犯罪者処遇法のうち社会内処遇に位置づけられる。犯罪者処遇には、刑務所等の施設に収容する施設内処遇と、社会で生活を続けながら更生を図る社会内処遇があり、矯正と保護の連携が重要であると考えます。再犯の防止等の推進に関わる法律が施行されたが、まだまだ地域あるいは国民に周知されていないと鑑みる。

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する

る施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

提言の実現等に向けて、

行政と協働で進めていきたい取り組み

- ①法制度の広報、周知。
- ②各福祉施設に対して更生保護の制度に対する理解を深める働きかけ。
- ③官民一体が必要な事は言うまでもありませんので、地域も含めたネットワークの構築が必要であると考えます。

制度・施策として求められること

- ①法制度の広報、周知。
- ②刑務所出所者等の受け皿となる体制作り。
- ③まだまだ、国民一人一人に周知されていないのではないかと考えている。行政や施設側から地域に、あるいは国民に積極的に発信できる制度・施策が必要と思われる。

提言に向けた貴部会・協議会・団体、構成員等による取り組みをご記入ください

- ②横浜保護観察所と連携しながら、更生保護制度について理解を深めてもらう研修の開催。協議会へ神奈川県地域定着支援センターのオブザーバー参加により、課題共有、情報交換等を行っている。

刑務所出所者等の対象者に対して理解のある福祉施設との連絡会を設けることで、受け皿の確保を目指す。

【地域生活福祉施設協議会】

○その他、地域共生社会の実現、支え合いの地域づくりの推進に向けて

提言を簡潔にご記入ください

市町村において、制度の垣根を超えて家族を単位とする支援体制の構築が必要だと考えるその背景や現状をご記入ください

子どもの成長には、生育環境、家庭環境が大きく影響している。障害、高齢者、児童施策においても支援の対象者だけでなく、暮らしを支える家族の支援が重要となっている。しかし、個々の家庭が抱えている問題は多様化しており、家族構成も様々である。このため各制度がそれぞれ支援を行っているのは、情報共有もできず、支援に限界が生じてしまう事が懸念される。

提言の実現等に向けて、

行政と協働で進めていきたい取り組み

行政機関（包括支援センター等）が中心となり、ケースの管理と支援策について会議を開催し、各関係機関を招集し、情報共有を通して、連携した対応を進めること。（個人情報管理について要検討）

制度・施策として求められること

身近な市町村において、公的機関が主導となり、NPO や福祉関係以外の団体を含めて、様々な専門職が地域連携を行い、協議出来る場を設けることが求められる。（例：児童虐待対策における要保護児童対策地域協議会）

提言に向けた貴部会・協議会・団体、構成員等による取り組みをご記入ください

当該協議会では、機関毎の役割を超えて福祉人材のスキルアップに向けた研修の開催を模索している。

【介護老人保健施設協議会】

○「小地域」（地区社協や自治会・町内会等）での取り組みの活発化及び包括的な支援に向けて

「小地域」の中でニーズや課題を発見しても、貴法人・施設、団体等において対応が難しい・できない場合には、いわゆる、つなぐ（関係機関に対応を依頼する等）ことで対応することになると考えますが、つなぐ上で課題となるのはどのようなことですか

近隣施設の連携・協働を可能とするための行政を仲介役とする仕組みづくり

「小地域」での課題把握や解決を試みる体制づくりについて

行政と協働で進めていきたい取り組み

近隣施設の連携・協働を可能とするための行政を仲介役とする仕組みづくり。

制度・施策として求められること

地域で生活している外国人労働者に向けた日本語、医療、介護等を勉強できる体制づくり。

○その他、地域共生社会の実現、支え合いの地域づくりの推進に向けて

提言を簡潔にご記入ください

分野・種別を超えた組織等が課題を共有したり、自由に話し合える機会づくり。

その背景や現状をご記入ください

上記のような機会が少ないと感じている。

提言の実現等に向けて、

行政と協働で進めていきたい取り組み

地域包括ケアシステムの構築を進めていく上で、積極的に動いている市町村とそうではない市町村がある。地域の社会資源や各種団体とのつながりは市町村や地元社協にあり、イニシアチブをとってもらえれば、施設は協力を惜しまないのではないか。

制度・施策として求められること

法的に非営利で公益的な仕組みとすること。

提言に向けた貴部会・協議会・団体、構成員等による取り組みをご記入ください

医療・介護の連携が進みつつあるものの、自分たちの分野しか考えていないのが現状である。分野・種別を超えて活動している県社協の各部会の取り組みに期待したい。

【民生委員児童委員部会】

○「小地域」（地区社協や自治会・町内会等）での取り組みの活発化及び包括的な支援に向けて

「小地域」の中でニーズや課題を発見しても、貴法人・施設、団体等において対応が難しい・できない場合には、いわゆる、つなぐ（関係機関に対応を依頼する等）ことで対応することになると考えますが、つなぐ上で課題となるのはどのようなことですか

- ・マンションで気になる家庭があっても、外から様子を伺うことが難しく、訪問しても出てこない場合、どのような人が住んでいるかも分からないため、どこに相談したらよいか分からない。
- ・一人暮らし高齢者が増え、担当地区を民生委員一人できめ細かな見守りをするのが、徐々に難しくなっている。協力してくれる住民やボランティアと一緒にできれば良いが地域差が大きい。
- ・地域と全く関わろうとしない人や家族に対して、地域包括支援センターや行政等につないだものの本人から拒否され、民生委員として遠くから見守っているが、その後のつなぎはどうしたら良いか。
- ・引きこもりや不登校の子どもが義務教育を終了すると、学校とのつながりがなくなり、連携先やつなぎ先を見つけることが難しい。
- ・40代、50代の一人暮らしの人の孤独死が時々ある。それまで把握が全くできていない場合もあり、亡くなる前にどこかつながる先がなかったのかと思う。

当該行政区域より小さい単位における分野を問わない関係機関・団体同士の連絡調整の場に参加・参画していますか（事務局の役割を含む）。参加・参画している場合には、その区域を教えてください

○各民生委員児童委員・地区民児協等により様々な連絡調整の場に参加している。

- ・自治会・町内会、地区社協、地域包括ケア会議、まちづくり協議会、商店街等の会合、災害支援対策会議、学校評議員会、要保護児童対策会議など

「参加・参画している」場合、その場はニーズや課題への対応など、具体的なケース等を元にした協議を行っていますか

○連絡調整の場の目的等にもよるが、対象となる人や家庭の様子を確認し、対応方法や役割分担などを話し合うなど、個別具体のケースをもとに協議している。

○その他、地域共生社会の実現、支え合いの地域づくりの推進に向けて

提言を簡潔にご記入ください

- ①民生委員が活動しやすい環境づくりが必要だと考える。
- ②民生委員の「なり手確保」の取り組みが必要と考える。
- ③各関係機関に民生委員の正しい理解の浸透を促すことが必要だと考える。
- ④住民の地域への関心（民生委員への協力も含む）を高めることが必要だと考える。

その背景や現状をご記入ください

- ①複合的な生活課題を抱える人や家族が顕在化するなか、民生委員が応じる相談内容も多様化しており、民生委員自身が専門的な相談ができるなどの支えられる仕組みの必要性が増している。
- ②新興住宅地や高齢化の進んだ団地など地域性にもよるが、民生委員のなり手が慢性的に不足している地区もある。
- ③地域共生社会を目指すなか、民生委員の立ち位置の重要性が増しており、地域における連携・協働の機会は増えると考えられるため、互いの役割を十分発揮していくために理解の浸透は大切となる。
- ④自治会加入率が減っていたり、民生委員のなり手が不足していることの要因の一つとして、地域に関心がなかったり、良い意味で「大きなお世話」ができる人が少なくなっていることが考えられる。

提言の実現等に向けて、

行政と協働で進めていきたい取り組み

- 地域差はあるが、以下の点について進めていけると望ましい。
- ①地域で困ったことが起きた場合に、民生委員が分野を問わず相談できる体制づくりについて共に検討したい（他県では行政に24時間相談ができる体制が整っている自治体もある）。
 - ②民生委員のなり手の確保に苦慮している部分が多い。推薦委員会のあり方、自治会のあり方、公募の可能性など、地域性にあった方法を共に検討したい。
 - ③-1 ニーズが多様化する中で民生委員が対応する範囲が広がり、行政や社協、その他の団体等からの依頼も多い。互いに出来ること出来ないことを整理し、よりよい取り組みができるよう検討したい。
 - ③-2 福祉分野はもちろん、関係する他分野を所管する機関へのPR活動や情報交換の機会の創出について、共に検討したい。
 - ④住民が地域に関心や親しみが持てるよう、日ごろから連携・協働の機会を設けたい。

制度・施策として求められること

- 児童虐待の事件を多く見聞きするため、予防するための仕組みを充実させていくことが必要。

提言に向けた貴部会・協議会・団体、構成員等による取り組みをご記入ください

- ①他県を含めた取り組みについて情報収集を進めている。
- ②課題整理を進め、委員活動をしやすい環境づくりや、なり手確保に向けた検討をすすめる予定。
- ③各民児協での広報ツール（パンフレット、動画、HP等）の他、部会では広報紙による定期的な活動報告に努めている。また、部会でのホームページ作成について取り組む計画をしている。

【市町村社協部会】

- 「小地域」（地区社協や自治会・町内会等）での取り組みの活発化及び包括的な支援に向けて「小地域」の中でニーズや課題を発見しても、貴法人・施設、団体等において対応が難しい・できない場合には、いわゆる、つなぐ（関係機関に対応を依頼する等）ことで対応することになると考えますが、つなぐ上で課題となるのはどのようなことですか

多様かつ複合的な課題に対しては、福祉分野の枠に止まらない組織（公私の機関、団体、グループ）が相互に役割と機能を理解し、連携・協働の関係性が構築されていなければ円滑な「つなぎ」による解決は期待出来ない。ニーズや課題の発見には、各々の活動の担い手が支援の必要な人のニーズや課題を正確に受け止める力があるか、さらに対応におけるコーディネータ力（専門性の高い組織につなぐことが出来るのか）（専門的組織の情報を十分に把握しているか）

等が課題である。

当該行政区域より小さい単位における分野を問わない関係機関・団体同士の連絡調整の場に参加・参画していますか（事務局の役割を含む）。参加・参画している場合には、その区域を教えてください

小地域福祉活動の推進に向け、各市町村社協において地区社協、地区民児協の事務局運営や担当者による支援、小学校区や単位自治会の会議等に参画するといった取り組みを行っている。また生活支援体制整備事業における第2層生活支援コーディネーターの受託、第2層協議体への参画をしている社協もあり、それぞれ連絡調整等に取り組んでいる。

「参加・参画している」場合、その場合はニーズや課題への対応など、具体的なケース等を元にした協議を行っていますか

具体的なケースの課題解決に向けた対応を行う場合もあることに加え、参加・参画の目的を小地域における課題共有や、解決のための今後の活動のあり方を検討、立案するという位置付けとしている場合もある。

「小地域」での課題把握や解決を試みる体制づくりについて
行政と協働で進めていきたい取り組み

住民主体の活動による課題把握・解決の体制づくりの促進に向け、特に行政が把握するケースで地域のつながりにより支援が必要とされるものに関する関係者間の情報共有の場の設置や、コーディネートを担当する人材の育成、配置等。

制度・施策として求められること

複合的・多問題的課題の解決に向けて必要となる相互の連携・協働によるニーズ対応の仕組みづくり促進に向け、行政を始めとする機関の多くが対象・分野ごとの縦割りの解消を図ること。特に小地域における住民主体の取り組みを進めるにあたっては、複合的・多問題的な課題を受け止める総合的な仕組みがなければ主体的な活動に結びつき難いのではないかと。併せて住民活動の活動拠点の整備等に向け空き家の有効活用に向けた公的支援、コーディネートを担当する人材の育成、既存の制度で解決し難い課題に対する施策の充実。

○その他、地域共生社会の実現、支え合いの地域づくりの推進に向けて

提言を簡潔にご記入ください

孤立や制度の狭間により支援につながらないケースなど、地域の中で課題や困りごとに気づいた人たちが、地域の中の様々な社会資源(行政、社協、各種相談機関、社会福祉施設等)を活かしながら住民主体により解決していくための地域づくり(ネットワークづくり)に向けて、情報提供(現状及び将来への認識と意識啓発)と課題共有の機会といった住民活動へ支援が必要である。

その背景や現状をご記入ください

自治会加入率の低下等、従来型の地縁組織が機能しにくくなっていることに加え、複合的な課題(8050問題、ダブルケア等)を抱える世帯の増加を踏まえ、改めて地域の住民同士がそれぞれの役割を認識し、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、互いに理解し支え合いを通じて活躍できる地域コミュニティづくりを公私協働により進めていくことが求められている。

提言の実現等に向けて、

行政と協働で進めていきたい取り組み

各地域の課題や社会資源等に関する情報共有のための会議や研修等の実施(既存の地域ケア会議や協議体等の活用を含む)による住民を含めた各機関や団体等との関係づくりを通じた住民参加の促進に向けた取り組み。

制度・施策として求められること

複合的な課題への対応に必ずしも適当とは言えない縦割りによる組織運営の見直し(部署間連携の促進や統合部署の設置等)に向けた取り組みや、関係機関、団体(社協や住民組織等を含む)への情報提供と運営支援。

提言に向けた貴部会・協議会・団体、構成員等による取り組みをご記入ください

各市町村社協における取り組み事例の集約、紹介を通じ、それぞれの地域の実情に即した取り組みが進むよう、部会としての課題共有を図っていく。

*取組事例(今回の調査から):「地区社協における住民と社会資源(社会福祉法人、施設・団体、行政機関等)との顔の見える関係、相互の相談支援が可能な関係づくり(横須賀市)」、「地域サ

ロン活動や介護予防教室への講師派遣、普及啓発にむけたチラシづくり等（平塚市）、「市内地区社協に向けた地区担当職員配置による支援（茅ヶ崎市）」、「地域福祉及び生活支援コーディネーターによる地域ケア会議、協議体、その他地区会議への参画による地域課題の把握と活動への支援（厚木市）」、「地域住民による見守り活動の推進（伊勢原市）」、「生活支援体制整備事業、地域避難行動要支援者見守り活動の実施（綾瀬市）」、「担い手養成に向けた普及啓発、講座の実施、（清川村）」、「生活支援サービス事業の構築、住民アンケート・生活支援サービス担い手研修会開催（中井町）」、「自治会長や社協役員、評議員への情報提供や研修の開催（松田町）」、「地域福祉活動計画に基づく取り組みの推進（湯河原町）」

【神奈川県自閉症児・者親の会連合会（第2種正会員連絡会構成団体）】

○「小地域」（地区社協や自治会・町内会等）での取り組みの活発化及び包括的な支援に向けて
「小地域」の中でニーズや課題を発見しても、貴法人・施設、団体等において対応が難しい・できない場合には、いわゆる、つなぐ（関係機関に対応を依頼する等）ことで対応することになると考えますが、つなぐ上で課題となるのはどのようなことですか

行政とつながろうとする場合、「前例がない」「一団体だけ特別扱いはできない」と言われることがある。連携のためのキーパーソンの不在がある。課題をどこにつなげれば良いのかわからない場合がある。つないだ後、そのケースがどうなったかがわからない場合がある。

当該行政区域より小さい単位における分野を問わない関係機関・団体同士の連絡調整の場に参加・参画していますか（事務局の役割を含む）。参加・参画している場合には、その区域を教えてください

神奈川県自閉症協会としてはないが、当会を構成する県内11地区（厚木市・海老名市・県西地区・茅ヶ崎寒川地区・座間地区・藤沢市・大和市・横須賀地区・相模原市・秦野伊勢原地区・平塚地区）それぞれが、障害者団体連絡会や市町村障害者自立支援協議会、その他地域の様々な機関・団体の会議に参加している。

「参加・参画している」場合、その場はニーズや課題への対応など、具体的なケース等を元にした協議を行っていますか

定例会的な会議もあるが、個々のニーズや課題をテーマに話し合うこともあると考える。

「小地域」での課題把握や解決を試みる体制づくりについて

行政と協働で進めていきたい取り組み

当会は県内11地区に分かれており、それぞれの地区で、障害理解啓発活動やボランティア等の人材育成を進めていきたい。

制度・施策として求められること

コーディネーター機能

しくみを動かすための助成制度

○その他、地域共生社会の実現、支え合いの地域づくりの推進に向けて

提言を簡潔にご記入ください

障害理解啓発（地域社会・学校教育）への取り組みが必要だと考える

その背景や現状をご記入ください

障害を知らないことによる差別・偏見が今も多い

子どもが成長する過程での啓発は効果的である

提言の実現等に向けて、

行政と協働で進めていきたい取り組み

障害理解啓発活動、人権教育

制度・施策として求められること

障害理解啓発活動

小中学校の教育カリキュラムに実践を伴う障害理解（実際に障害者と接する等）の内容を盛り込む

提言に向けた貴部会・協議会・団体、構成員等による取り組みをご記入ください

4/2 世界自閉症啓発デー関連活動（街頭で啓発チラシ配布・建物や塔のブルーライトアップ・他）当会を構成する11地区の内数地区で寸劇等を用いた障害理解のためのプログラムを実演している

【(N)横浜ダルク・ケア・センター（第2種正会員連絡会構成団体）】

○その他、地域共生社会の実現、支え合いの地域づくりの推進に向けて

提言を簡潔にご記入ください

「依存症」は病気という認識を広めたい。

その背景や現状をご記入ください

「依存症」の回復支援活動に対する社会からの前向きな理解を得ることが難しい

提言の実現等に向けて、

行政と協働で進めていきたい取り組み

行政対象のセミナー等

制度・施策として求められること

病気への理解

提言に向けた貴部会・協議会・団体、構成員等による取り組みをご記入ください

一部の行政機関と勉強会を開いている（年2回程度）

【政策提言委員会委員】

○その他、地域共生社会の実現、支え合いの地域づくりの推進に向けて

提言を簡潔にご記入ください

(1)町会・自治会・子ども会加入促進に取り組みたい

(2)町会・自治会（住民参加）への情報発信方法の改善に取り組みたい

その背景や現状をご記入ください

(1)個人で生活することを教え込まれた世代に、集まるのが楽しいことを知ってもらう

(2)共働き世帯に対して、情報発信の手段が不足している

提言の実現等に向けて、

行政と協働で進めていきたい取り組み

(1)集まる場、機会の創成（建物、施設をつくるのが絶対的条件としない）

(2)受信専用となる機器を各家庭に配置（SNSの活用）

その他（テーマ設定自由）

【児童福祉施設協議会】

○提言を簡潔にご記入ください

子どもたちの最善の利益を目指して、「社会的養護推進計画」の中でも①施設定員の削減と最終定員数の総量、②一時保護機能を児童養護施設に常設するかどうかなど、優先すべき論点から5県市と継続的に課題・目標を共有していき、県全域の施設間の均衡を図りたいと考えている。

○その背景や現状をご記入ください

施設の小規模化、ケア単位の小規模化は必然の流れではあるが、新しい社会的養育ビジョンにおいて論じられる目標値等の設定が優先されることにより、施設本来の機能が崩壊しかねない事態が想定される。本来の機能を維持しつつ、社会的要請に応えられるよう、行政との連携を図る必要がある。

○提言の実現等に向けて、 行政と協働で進めていきたい取り組み

2019（平成31）年1月に「社会的養育10か年計画」に関する初めての意見交換会を実施している。今後も5県市と課題・目標の共有を図るべく、意見交換会を継続していきたい。

○提言に向けた貴部会・協議会・団体、構成員等による取り組みをご記入ください

児童福祉施設協議会委員会の前の時間を利用し、地域主権戦略委員会を継続的に開催して必要な対応等について議論を深めている。

【母子生活支援施設協議会】

○提言を簡潔にご記入ください

母子生活支援施設だからこそ、周産期支援の取り組みが必要であり、妥当と考える。

○その背景や現状をご記入ください

児童福祉施設の中で唯一、親子で生活ができるのが母子生活支援施設である。母と子を一体に、同時の支援が日常的に行われている施設だからこそ、母子関係の構築や児への愛着形成を築く支援ができる。虐待予防・未然に防ぐ役割も在る一方、児の安全のための母子分離の見極めもしやすい。母子分離をしない親子関係の構築が本来の基本の基本である。しかしながら、それぞれの新生児が抱える特性（飲み方・睡眠等々）や母親の母乳の出方や産後ケアなどの課題の多い妊婦支援の面では、まだまだ日夜支援に当たる職員の知識が不足している。

よって、専門知識を得ている助産師との連携は、授かった命の大切さを学び、虐待予防の分離しない親子関係を構築していくためにも必要不可欠である。

○提言の実現等に向けて、 行政と協働で進めていきたい取り組み

母子生活支援施設に、すでに配置されている嘱託医と併せての、嘱託助産師若しくは契約助産師の配置の検討を願いたい。母が命の誕生の大切さを学ぶ事も含め、最短でも産後の1カ月位は、手厚く支援が出来る関係機関連携・役割分担の仕組みの構築と夜間対応が求められる場合もあり、それに対応する職員配置と夜間対応に伴う深夜手当を願いたい。

制度・施策として求められること

嘱託助産師の配置又は加算

周産期支援を丁寧実施出来るための職員配置（職員増員）

夜間対応のための深夜手当の確立

○提言に向けた貴部会・協議会・団体、構成員等による取り組みをご記入ください

神奈川県内の施設では現在、周産期支援を実施しているものの、母子生活支援施設定員数の中での職員が昼夜にわたり支援を行っている。2017（平成 29）年度には、県下の職員が1年間かけて産前産後ケアの学習会も実施して来た。まだまだ課題は残るが、母子生活支援施設での周産期支援は意味があり、とても重要な任務であると実感している。

【保育協議会】

○提言を簡潔にご記入ください

保育料の無償化に伴い、副食代を保護者より徴収することになっているが、この事務を担うフルタイム事務職員の雇用を補填していただきたい。それが難しいのであれば、市町村において副食代を徴収する仕組みを構築していただきたい。また、損金が発生した場合は、市町村が徴収できるようお願いしたい。

○その背景や現状をご記入ください

保育所を利用する保護者には、上記の内容が十分に理解されていない。

**○提言の実現等に向けて、
行政と協働で進めていきたい取り組み**

保護者の正しい理解に向けて、実際にどうなっていくのかを行政とともに周知していく必要がある。

徴収金を統一するための指導を市区町村にお願いしたい。

制度・施策として求められること

定員が多い保育所ほど副食代徴収の事務に時間・手間を要することが想定される。これを補うための対応策を構築していただきたい。

○提言に向けた貴部会・協議会・団体、構成員等による取り組みをご記入ください

10月からの保育料無償化に向けて、協議会研修会等の機会を用いて行政からの詳しい説明を聞いておきたいと考えている。

【老人福祉施設協議会】

○提言を簡潔にご記入ください

- ・特養入所者が重度化していくなかで、人員配置基準が3:1のまま。人員を加配せずには介護現場が成り立たない状況を踏まえ、報酬単価を設定すべきだと思う。
- ・地域包括ケアシステムの構築が十分とは思われないが、地域共生社会の実現も打ち出され、戸惑いも感じる。
- ・身寄りのない施設入所者受け入れに係る加算の創設、遺留金品処分についての指針作成、および遺骨の引き受け先確保に関する取り組みが必要だと考える。

○その背景や現状をご記入ください

特養など高齢者施設では、身寄りがなく、身元保証人を立てずに入所を希望する方をやむを得ず受け入れる場合がある。しかし、そうした入所者を受け入れた場合、通院の付き添いに手間が生じたり、死亡した場合、遺留金品の処分や遺骨の引き受けなどの点で施設に負担が生じている。

**○提言の実現等に向けて、
行政と協働で進めていきたい取り組み**

- ・相続財産管理人の申し立てについて、行政の役割を明確にする。または、低所得者でも成年後見人制度が利用できるための公費負担の在り方について。
- ・身寄りのない施設入所者の遺骨を公営墓地に安置できるよう受け皿整備を進める。

制度・施策として求められること

- ・身寄りのない高齢者、低所得の高齢者が差別なく入所できる高齢者施設とするための制度支援が望まれる。

【障害者福祉施設協議会】

○提言を簡潔にご記入ください

- ①補助金申請時の事務の簡素化が必要だと考える。
- ②「地域福祉推進」の取り組みが必要だと考える。
- ③障がい者の支援制度の就労支援関係の見直しが必要だと考える。
- ④高齢障がい者支援の推進が必要だと考える。
- ⑤神奈川県全体における公平性を担保した障害サービス(施設入所支援・短期入所)の利用調整が必要だと考える。

○その背景や現状をご記入ください

- ①補助金申請に対する利用者側として、事務負担が大きすぎる。
- ②超高齢化、人口減少、税収の減少等々、全国の地域により様々な地域課題がある。それを自分たちの地域課題として見つけ解決しなければならない現状がある。
- ③障害者総合支援法の平成 30 年度改正により、報酬単価と仕組みが改正された。共生型サービス、日中支援型グループホーム、自立生活支援、就労定着支援が創設されるなど地域生活を基本に改定されたことは評価できる。しかし、就労支援の就労継続支援 A 型、B 型、就労移行支援については、成果主義に偏りすぎている。労働時間、平均工賃、就労定着率を基準にした報酬単価は、「作業ができる利用者」の選別につながる可能性があり、支援を多く必要とする利用者にも不利になっている。経済性、効率性、生産性に重点を置くことは福祉の現場ではそぐわない面がある。この仕組みによる運営費減は、職員の雇用を不安定にするとともに、一般就労に届かない利用者への支援が低下する可能性がある。
- ④一定の高齢障がい者に対し、一般高齢者との公平性を踏まえ、介護保険サービスの利用者負担を軽減(償還)できる仕組みや、障害福祉事業所が介護保険事業所に同時指定される共生型サービスが平成 30 年度から創設されたが、依然として介護保険制度優先の論調に変わらない。
 - ・障がいのある人の生活歴を踏まえながら、その人らしい老いを支え、暮らしの質を高めていくには、福祉施設支援の在り方を含め、新たな高齢障がい者支援の仕組みづくりが必要と考える。
 - ・障害福祉サービス利用者が 65 歳以上になった場合も、住み慣れた環境において安心して暮らし続けられるよう、本人の希望に沿い障害程度や状況に必要な障害福祉サービスを円滑に利用できる仕組みとすべきであり、過度な利用者負担が生じない適切な対応策の検討を図りたい。
- ⑤地域で施設入所支援・短期入所支援の希望する方が、必ずしも望んだサービスを利用できてはいない。

○提言の実現等に向けて、

行政と協働で進めていきたい取り組み

- ・すべて文書等(書類)で判断するのではなく、事情聴取を市・県レベルで取り入れて欲しい。
- ・総合相談窓口の拡大と全市への浸透(例として藤沢市の「福祉なんでも相談」)。
- ・更生相談所・福祉事務所と連携を図りながら、利用調整を進めていきたい。

制度・施策として求められること

- ・実態把握調査の実施。
- ・官民の真の共同化。
- ・ある程度、安定できる基本の報酬単価があり、成果については加算で対応する形が望ましいと思う。国への要望としていただきたい。
- ・障害者自立支援協議会におけるサービスの量及び質を把握し、切れ目のないサービスを受けられるよう求める。
- ・高齢障がい者支援のための新たな政策の立案、障がい福祉現場との協働モデル事業の発信。
- ・介護を必要とする高齢障がい者支援のための人員配置基準の見直し。

- ・障がいのある方の介護保険サービス利用に伴う利用者負担の軽減措置、低所得者へ配慮した設定等の検討。
- ・高齢の障がい者について、利用できるサービスを選択・併用できる仕組みづくり。

○提言に向けた貴部会・協議会・団体、構成員等による取り組みをご記入ください

- ・運営法人単位で高齢者中心の入所拠点を設置。
- ・高齢者介護の知識・技術の習得（嚥下食の検討・導入、認知症対応、施設設備の検討等）。
- ・神奈川県知的障害福祉協会・神奈川県身体障害施設協会・特定非営利活動法人神奈川セルフセンター名で、神奈川県へ要望書を提出している。

【社会就労センター協議会】

No. 1

○提言を簡潔にご記入ください

人材確保のための処遇改善。

○その背景や現状をご記入ください

福祉業界の賃金の低さは未だ問題にあげられることがある。処遇改善加算が十分に還元されているか疑問である。また、直接支援に関わる職員のみが対象のため、事務、栄養士など不平等が生じてしまう。

○提言の実現等に向けて、

行政と協働で進めていきたい取り組み

現場を理解してもらい、福祉施設全職員を処遇の対象とする。

制度・施策として求められること

業種を問わず全職員が、支援に関わっており、処遇改善加算対象を直接支援限定にしない。

平成 30 年の報酬改定から次期改定までどう改善したら施設運営が良くなるのか施設の聴き取り、意見をまとめ上げる作業をして欲しい。

No. 2

○提言を簡潔にご記入ください

就労継続支援B型平均工賃算出方法の改善。

○その背景や現状をご記入ください

欠席の多い利用者や短時間の利用者が平均工賃を下げてしまう。これらに該当する利用者が排除される動きにつながり、障がいが高くても働きたいという希望に沿った支援が困難になる。

○提言の実現等に向けて、

行政と協働で進めていきたい取り組み

工賃向上の努力を評価できる仕組みにする。

制度・施策として求められること

工賃を1か月支給予定額（1カ月の無遅刻、無欠勤）または、出席率上位8割の平均工賃を工賃額として算定する。

No. 3

○提言を簡潔にご記入ください

引きこもりに対しての具体的な制度の策定。

○その背景や現状をご記入ください

引きこもりケースについて具体的な制度がないため、各事業所で人件費を出し、独自支援

になっている。そのため具体的な支援の提案が難しい。

- 提言の実現等に向けて、
行政と協働で進めていきたい取り組み
潜在的ニーズの発掘。
- 制度・施策として求められること
引きこもりケースへの支援に対する報酬の明確化。

No. 4

- 提言を簡潔にご記入ください
児童発達支援、放課後デイサービスについて、療育と預かりを別制度にすべき。
- その背景や現状をご記入ください
制度が曖昧で、様々な事業所が混在しており、質を問うといっても現実的には難しく、実質大幅な報酬減となっている。預かりの事業所が報酬をキープしている現状も耳に入る。
- 提言の実現等に向けて、
行政と協働で進めていきたい取り組み
上限管理、契約日数の管理、同一日利用禁止など、事業所と保護者とのやり取りでは完全な把握が難しく、事業所同士での解決となると困ることが多い。行政が担うべき役割がもっとあると感じる。
制度・施策として求められること
療育と預かりを別制度にする。
療育に関わる専門職（PT、OT、ST、公認心理師）の配置をもっと評価し、奨励すべき。
- 提言に向けた貴部会・協議会・団体、構成員等による取り組みをご記入ください
放課後等デイサービスに導入された区分については、他事業所とともに行政への働きかけを行ったが、事業所から利用者へ再判定を促すような話しがあったのみで、一部の事業所（少人数の契約者を頻度多く預かるタイプの事業所）が高い報酬を得るようになったのみ。

No. 5

- 提言を簡潔にご記入ください
就労定着支援について現実に即したものにすべき。
- その背景や現状をご記入ください
 - ①障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援の実施。「利用者の自宅・企業を訪問することにより、月1回以上は対面支援を行う。加えて、月1回以上は企業訪問をよう努めることとする。」とあるが、本人との対面支援だけでなく企業や家族への支援でもケースによっては支援が十分な場合がある。そうした支援を想定していない。
 - ②利用にあたっては、前年の年収により自己負担が発生する可能性がある。（年収 204 万円以上の場合、2500 円～3000 円/月）就業後 6 カ月以降からサービス利用なので、就労移行支援から継続して就労定着支援を受けた場合、最初の 1 年は自己負担がなく、翌年からは収入により自己負担が発生することになる。
 - ③サービスを受けるための手続きを簡略化させるなどの配慮が必要である。「障害福祉サービス受給者証」を申請し、サービス提供事業者と利用契約の締結となる半休 2 回程度は必要となる。
 - ④現状では、サービス提供が 3 年で終了してしまうが、心配なケースがある。希望する場合には 3 年以降も契約を継続し、必要とされる支援を行った場合にサービスを提供できる体制に。

○提言の実現等に向けて、
行政と協働で進めていきたい取り組み
事業の課題等を共有すること。

制度・施策として求められること
支援内容に幅を持たせ、申請を簡略化させ、自己負担をなくす。

○提言に向けた貴部会・協議会・団体、構成員等による取り組みをご記入ください
情報共有や課題等への共通認識をする。

【更生福祉施設協議会】

○提言を簡潔にご記入ください

- ①入所者処遇特別加算費における高齢者等の範囲の見直しの取り組みが必要だと考える。
- ②矯正施設等出所者の地域生活支援の強化の取り組みが必要だと考える。
- ③刑務所出所者等に対する更生支援と福祉支援が連携できる体制の整備の取り組みが必要だと考える。

○その背景や現状をご記入ください

- ①現在の社会情勢は、団塊の世代が65歳を過ぎ、2025年問題や2040年問題など急速に高齢化社会へ向かっている。施設においては、求人をかけても人が集まらない慢性的な人材不足にあり、高齢の労働者についても65歳を迎え、公的年金での生活はたいへん厳しく、仕事を続けざるを得ない現状がある。また、社会福祉施設における高齢者等の雇用の促進を図るためにも、「入所者処遇特別加算費の取扱について（平成2年6月18日社施第86号）」において、高齢者等の範囲は「原則として満60歳以上65歳未満の者」となっているが、高齢化社会の現状から、65歳以上の雇用についても認めていただきたい。
- ②福祉ニーズのある利用者のアフターケアについては、平成21年から「特別調整」という形で厚労省・法務省連携事業として実施されているほか、「入口支援」「出口支援」としても行われ、相応の効果があがっていると思われるが、今一度原点に立ち返ってこの種対象者の保護の主務官庁はどこなのか、検討すべきと思われる。この種対象者のアフターケアについては、今でも現場サイドでは福祉事務所と更生保護機関との間でバトルが繰り返されている。
- ③刑務所の満期釈放者に関して、依頼により神奈川県地域生活定着支援センターが支援しているが、体制上本人の意思が必要なため、支援に繋がっても途中で連絡が取れなくなってしまう方がいる。仮釈放の方は、横浜保護観察所からの相談により、更生保護施設で支援を受けたり、生活自立支援施設に相談がありさらにそこから保護施設へつなぐ等の対応をしているが、保護施設はどこも定員割れしている現状がある。（ここでは、更生保護施設は法務省管轄更生保護法に基づいた施設を指し、保護施設とは厚生労働省管轄生活保護法に基づいた施設を指す。）

○提言の実現等に向けて、
行政と協働で進めていきたい取り組み

- ①65歳を過ぎても、高齢者等に出来る仕事を社会福祉施設入所者処遇の向上のため、年齢範囲の見直しについて、地方公共団体から国へ要望をお願いしたい。
- ③神奈川県地域生活支援センター、横浜保護観察所、更生保護施設、保護施設、刑務所出所者等の対象者に対して理解のある福祉施設との連絡会を設ける。

制度・施策として求められること

- ②再犯防止推進法に基づき県レベルの再犯防止推進計画が策定されたことを受け、地域に根差した市町村レベルでの策定が必要と考える。

○提言に向けた貴部会・協議会・団体、構成員等による取り組みをご記入ください

- ①全国救護施設協議会においても、厚生労働省に対する要望事項として検討中である。

【地域生活施設協議会】

○提言を簡潔にご記入ください

近い将来親となる世代が、親として成長していくための機会づくりに取り組む必要がある。

○その背景や現状をご記入ください

近年、児童虐待、いじめ、不登校、引きこもり、非行等学童期以降の子どもの問題が社会問題として取り上げられることが多く、子どもにとって家庭が自らの居場所になれるよう家庭を支援していく必要性が認められる。しかし、この時期の子どもへの支援は福祉制度において、ウィークポイントとなっている。子どもを集団で見守ることで、その成長を支援していたが、近年の都市化により、地域の人間関係の希薄化や核家族が進み、子どもの成長に必要な機会の減少や親自身、親となる準備出来ないまま、子育てをしている社会環境がある。

○提言の実現等に向けて、

行政と協働で進めていきたい取り組み

学童期以降の子どもの成長については、教育機関との連携が重要であると考え。施策状況が福祉行政におけるウィークポイントとされていることから、地域における育成支援策として、福祉行政機関と教育行政機関が連携し、地域と教育関係機関が繋がるような場を構築してほしい。

制度・施策として求められること

学童期以降の子どもの成長については、教育機関との連携が重要であると考え。施策状況が福祉行政におけるウィークポイントとされていることから、地域における育成支援策として、福祉行政機関と教育行政機関が連携し、地域と教育関係機関が繋がるような場を構築してほしい。

○提言に向けた貴部会・協議会・団体、構成員等による取り組みをご記入ください

4年程前から「貧困」をテーマに研修会を開催し、子どもの貧困について取り上げた。

子ども食堂やサロン等子どもの居場所づくり、学童期の子どもの支援についてNPOの実践について共有している。

【市町村社協部会】

○提言を簡潔にご記入ください

①地域等の身近な圏域での支え合いの再生・活性化を図るためには、多様な主体間の情報共有や連携体制づくり、市・社協・地域等による社会資源、担い手の発掘や開発、空き家等を活用した地域活動の拠点づくりなどが必要と思われ、支援が必要だと考える。【厚木市社協】

②人員確保に向けた取り組みが必要だと考える。【綾瀬市社協】

○その背景や現状をご記入ください

①地区地域福祉推進委員会の活動に対する支援を行い、住民相互による支え合い活動の推進を図っているが、担い手の固定化や負担増が課題であり、住民相互の支え合いに対する住民の理解を深め、新たな担い手の発掘、育成を行う必要があると考える。【厚木市社協】

②事業拡大に伴い、慢性的に人員が不足している。【綾瀬市社協】

③ギャンブルやアルコール依存などで、生活費を使い込み、困窮に至るケースが増えてきている。8050問題で、親のお金で生活している世帯が増えてきている。【中井町社協】

○提言の実現等に向けて、

行政と協働で進めていきたい取り組み

①空き家等を活用した地域活動の拠点づくり。【厚木市社協】

②人員確保に向けた協議、社協組織・事業への理解。【綾瀬市社協】

③生活保護世帯、生活困窮者へ自治体、公共職業安定所、社協が連携し、その世帯の自立に向け総合的に支援していきたい。【中井町社協】

制度・施策として求められること

- ①職員配置への財政的支援及び地域活動の拠点づくりの支援。【厚木市社協】
- ②人員確保に向けた予算確保。【綾瀬市社協】
- ③相談からの自立に向けた迅速なサポート体制。【中井町社協】

○提言に向けた貴部会・協議会・団体、構成員等による取り組みをご記入ください

- ①地域福祉活動計画における活動目標に掲げ、取り組んでいるところである。【厚木市社協】
- ②相互理解に向けた協議。【綾瀬市社協】
- ③町の福祉課、公共職業安定所、かながわライフサポート事業、日常生活自立支援事業とで連携している。【中井町社協】

【(一社)神奈川県高齢者福祉施設協議会 (第2種正会員連絡会構成団体)】

○提言を簡潔にご記入ください

社会保障費捻出のためにマイナンバーの活用

○その背景や現状をご記入ください

マイナンバー制度は税収確保のためだけに活用され、社会保障の行政経費削減のための活用がされていない

○提言の実現等に向けて、

制度・施策として求められること

年金・医療・介護・福祉等の縦割り行政を改め、合理化し、社会保障費の財源をつくる

○提言に向けた貴部会・協議会・団体、構成員等による取り組みをご記入ください

団体として国や社会に要望していく

【(特非)神奈川県障害者地域作業所連絡協議会 (第2種正会員連絡会構成団体)】

No. 1

○提言を簡潔にご記入ください

「はたらく」ことを希望する障害者が安心かつ継続して活動することが出来る居場所（事業所）をしっかりと確保すると共に、障害者ひとり一人が社会の一員として「はたらく」ということに誇りを持って、作業や活動を継続的に出来るよう支援することができるように、就労だけでなく様々な活動に対する制度や施策を整えていく必要があると考える。

労働の対価を得ること（工賃向上）を主な目的になっているものは「働く」、自分の持てる力を発揮し自分なりに社会参加をすることは「はたらく」と定義する。

○その背景や現状をご記入ください

現在は、障害者が「働く」ことにより雇用促進や工賃向上など経済的自立を謳った政策が主流となってきている。しかし、障害者の中には肉体的或いは精神的な理由、若しくは家庭の事情等で短時間しか作業に参加できない者や、週1～2回しか通所出来ない者、長期で休んでしまう者など障害特性によってサービスの利用形態も様々である。しかし、就労支援サービスを提供する事業所は平均工賃の増額や事業拡大といった数値としての実績が求められるようになり、結果的に成果主義に捉われることにより条件に満たない障害者の活動する場所や選択肢が狭められている。

○提言の実現等に向けて、

行政と協働で進めていきたい取り組み

- ・障害者がお金を稼ぐために「働く」ことも必要ではあるが、作業を通じての生きがいややりがいと言う意味での「はたらく」ことを障害当事者は求めていることをもっと理解してもらい、障害者が「はたらく」ことを通じて社会の一員としての喜びや充足感を満たすことが成果や数値と同様に大切であるという考えを、就労支援事業所にとっても重要であることを認

識し、生きがいややりがいを持って活動する「はたらく」場所でもあること、彼らにとっての「居場所」「拠り所」でもあるということを充分考慮して頂きたい。

- ・障害者を対象としたスポーツ大会や芸術展、「みんなあつまれ」のようなイベントだけではなく、県民を対象としたイベントにおける特設ブースや体験コーナーの設置など、県内各地で行われている既存のイベントや行事を有効活用し、地域の事業所や団体が連携して広く県民に対して障害福祉に関する理解を深めてもらえるよう事業を推進して頂きたい。
- ・障害者の理解を推進していくためには、学齢期から地域の事業所と連携して活動ができる仕組みを考えていく必要がある。

制度・施策として求められること

地域活動支援センターや就労継続B型事業所等も含め就労や工賃だけで語るのでなく、障害者の「はたらく（生きがい）」を理論化すること。

No. 2

○提言を簡潔にご記入ください

障害者の方が、地域の中で多様な暮らし方が選択できる取り組みが必要である。

○その背景や現状をご記入ください

今、入所施設からの地域移行が叫ばれ、その選択肢はグループホームしかない。果たしてグループホームのみが地域移行なのか。また、グループホームに入った障害者の方は、あたかもグループホームが終の住処のように言われ、ご家族もグループホームに入れたことで安心されている。しかし、そのグループホームであっても、消防法や建築基準法に阻まれ地域のなかで今迄のように、一軒家を借りて出来なくなっている。利用者の方の安全を守るためには必要とは思いますが、今の状況を続けるならばグループホームの数は頭打ちになってきている。

グループホームからでてサテライトで暮らすことを考え行動に移すと、支援者が居るとしても民間のアパートを借りることはなかなか難しい状況である。（障害者というだけで理解を得ることが困難）また、サテライトに移る時、彼らにヘルパーを派遣することはなかなか難しいのが実情である。

当事者が望む暮らしを支える仕組みは少なく、当事者・支援者共に実態を伝えて一つずつ改善することが必要だと考えている。

○提言の実現等に向けて、

行政と協働で進めていきたい取り組み

- ・サテライトの実施にあたり、不動産会社への理解を求め、借り上げできる取り組みが必要。
- ・グループホームの設置促進に向けた取組。
- ・利用者の方からの聞き取り調査と、聞き取った内容をもとに支援策の検討（今ある制度の積極的な活用）
- ・家事援助や身体介護をサテライトの利用者にも使うことができるように実態把握を行う。

制度・施策として求められること

- ・3年を限度（必要に応じて延長は可能）と言われているサテライト型の活用を、もっと積極的に考えていくことが必要。

○提言に向けた貴部会・協議会・団体、構成員等による取り組みをご記入ください

- ・グループホームは小規模とはいえ、構造上の関係で共同生活を強いられる場合もある。軽度の方で周囲の方の行動が気になりイライラとしていた利用者の方が、サテライトに移行し、一人の生活になった途端、今までできなかった食事の準備等を喜々として行っている姿を目の当たりにしたとき、彼らの望む暮らし方は、その環境も大きく作用すると感じる。

No. 3

○提言を簡潔にご記入ください

福祉有償運送（移動支援）がそれぞれの地域で有効に活動できるような取り組みが必要である。

○その背景や現状をご記入ください

移動支援事業は市町村支援事業であり、それぞれの市町村によって利用できる範囲が異なる。通所などで利用をする時、本来は一般の公共交通機関を使っての支援が原則だが、公共交通機関に課題があって利用できない（車両内で静かにすることができない、飛び出し・飛び降り等を行ってしまう）あるいは、移動する距離や公共交通機関がそもそも使いづらい等の理由で、車両を使っての移動を行うことがある。その際は、福祉有償運送の申請を行うことが義務付けられている。しかし、福祉有償運送の申請は様々な制約がある上に、利用される方からかなりの利用料を徴収しなければ、この事業だけでは車両の維持も難しい状態である。

事業所が送迎加算をとって送迎を…との話もあるが、送迎範囲が広範囲に及ぶ場合は、車両の確保やドライバーの確保等が小さな事業所ではやりきれない現状がある。

○提言の実現等に向けて、

行政と協働で進めていきたい取り組み

- ・市町村事業であるために、福祉有償・移動支援共に「グループ送迎」が可能になるような取り組みを実施することができないか検討をおこない、担い手不足から、支援を断り、結果的には家族の負担が増えていかなないようにしていかなければならない。
- ・市町村の実情によって移動支援のありかたは異なるが、一定部分は共通化が必要である。（通所は認める等）
- ・市町村によっては、資格を求めないが、最低でも初任者研修が終了したものが望ましい。資格取得に向けての支援策。（事業所に委託し一般より少し安価な価格での資格取得が可能になる取り組み等）

制度・施策として求められること

- ・福祉有償制度（移動支援）への理解と啓発
- ・人口減少がすすむ地域では、福祉有償運送で支えることが厳しくなっていると会員の声がある。一事業所に対応するだけでは困難な時代を迎えており、何らかの側面的支援や市町村社協を中心としたシステムが望まれる。

○提言に向けた貴部会・協議会・団体、構成員等による取り組みをご記入ください

都市部以外の地域でも福祉有償運送を実施している会員がいるが、ニーズはあってもそれを支える人の確保など課題が顕著である。

【(特非)横浜ダルク・ケア・センター】

○提言を簡潔にご記入ください

就労に向けてより依存症者が働きやすい場を増やしていけたらと思う。また、作業所等を自前で作っていく必要性を感じる。

○その背景や現状をご記入ください

依存症者の傾向として、精神的な障害、病気を併発していたり、一般就労に関してもどうしても差別や偏見があったりする。

○提言の実現等に向けて、

行政と協働で進めていきたい取り組み

行政向けの依存症についての勉強会、セミナー等で、依存症は病気によるところが大きいという理解を求めていきたい。

制度・施策として求められること

障害者総合支援法に基づく自立訓練（生活訓練）事業の2年（※長期間入院していたなどの理由のある場合には3年まで可能）という標準利用期間は短く、再考を検討されたい。

○提言に向けた貴部会・協議会・団体、構成員等による取り組みをご記入ください

就労継続支援B型の事業所をデイケアの近くにつくろうと考えている。具体的に今年、来年には進めていきたい。

【権利擁護推進部（本会各部所）】

No. 1

○提言を簡潔にご記入ください

単身世帯や親族による支援が期待できない者の「身元保証機能」と「エンディングプラン・サポート（死後事務支援）」にかかわる公的な仕組みを講じる必要がある

○その背景や現状をご記入ください

- 少子高齢化、単身世帯の増加、地縁・血縁の希薄化が進む中、狭間となる課題の一つに身元保証人不在の問題があるが、これにより施設入所等、必要なサービスの契約につながりにくい現状がある。また、自治体では、引取手のない遺骨がこの10年で倍増している状況にあり、財政上も事務上も死後事務の負担が大きくなっている
- 日常生活自立支援事業の利用者には単身世帯や地縁・血縁が希薄な人も多く、入所時の保証人がいない場合や、死亡後に葬儀を主宰する人がいないなどの事情を抱えており、本人死亡による契約終了に伴う課題（相続人への連絡調整・身の回りの遺品の引き取りや処分・葬儀の対応・預り物の引き渡し）が大きくなっている。こうした狭間の課題を生前に利用していた日常生活自立支援事業で対応せざるを得ない状況がある
- こうした人たちが最後まで尊厳をもって安心した暮らしを支えられるための仕組みが必要である

○提言の実現等に向けて、

行政と協働で進めていきたい取り組み

- 単身世帯や地縁・血縁が希薄になっている人で低所得者の人が安心して利用できる仕組みを（定期的な見守り支援、公正証書遺言や死後事務委任の支援、協力葬儀社との調整など）構築していく

制度・施策として求められること

- 判断能力喪失後や亡くなった後も、本人の意思を踏まえた死後事務が担保できる公的な仕組みの構築
- 地縁・血縁に頼れない人が安心して福祉や医療のサービスを利用できる仕組みの構築

○提言に向けた貴部会・協議会・団体、構成員等による取り組みをご記入ください

- エンディングプラン・サポートに関する調査（共同募金配分金事業）
- 県内市町村社協によるあんしんセンター機能拡充やエンディングプラン・サポートに関する検討会の実施

No. 2

○提言を簡潔にご記入ください

神奈川県内において成年後見制度の利用が促進されるような多角的な取り組みが必要だと考える

- ・地域連携ネットワークや市町村による中核機関の設置
- ・法人後見や市民後見人養成など、後見制度の担い手の確保と人材養成

○その背景や現状をご記入ください

- ・2025年には県内の75歳以上人口は146万人までに増えることが予想されるとともに、障害者の地域移行を進めていく上での支援の一つとして成年後見制度があり、神奈川県内における成年後見の利用ニーズは大幅に高まることが推測される
- ・「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下、利用促進法）」では、全国どこでも地域の格差なく制度の利用ができること、成年後見人等の不正防止に努めること等を目標とし、「成年後見制度利用促進基本計画」にもとづき中核機関の設置等の市町村での具体的取り組みが求められている
- ・2019年は利用促進法の間接年度にあたり、これら取組目標の検証が求められる

○提言の実現等に向けて、

行政と協働で進めていきたい取り組み

- ・司法、行政、社協、専門職や相談機関との地域連携ネットワークの構築
- ・判断能力の状況に応じた日常生活自立支援事業利用者の成年後見制度への移行促進
- ・県、市町村と協働して市民後見人養成への取り組みのすそ野を広げる

制度・施策として求められること

- ・地域における成年後見の利用ニーズに対応するためには、国の成年後見制度利用促進基本計画に基づき市町村域において計画の策定を行うとともに、地域連携ネットワークや市町村における中核機関の設置が必要不可欠である
- ・県においては、広域的な観点から管内市町村支援を行う必要があり、基礎自治体への支援として、権利擁護や成年後見に係るニーズの把握や広域での中核機関設置に関するバックアップが必要と考えられる

○提言に向けた貴部会・協議会・団体、構成員等による取り組みをご記入ください

- ・中核機関設置アドバイザー派遣を実施
- ・市町村長申立てに関する事例検討の実施、説明会における制度の普及啓発
- ・権利擁護センター、市民後見人養成にかかる情報共有

No. 3

○提言を簡潔にご記入ください

日常生活自立支援事業における利用者の支援体制の確保が必要だと考える

○その背景や現状をご記入ください

- ・日常生活自立支援事業は、判断能力が十分でない方々の福祉サービス利用と日常的な金銭管理を支援することで地域における本人の権利を擁護し、自己決定に基づいた地域生活を支援するサービスであり、社会福祉法に位置付けられている。また、本事業は、成年後見制度との緊密な連携の下、地域の権利擁護を支える重要な役割を担っている
- ・認知症高齢者や単身高齢者の増加、障害のある人の地域生活移行の進展等から地域における本事業のニーズ、利用契約者数ともに増加している。また、成年後見制度の利用促進と関連し、本事業が成年後見制度へのつなぎの制度としての期待も高いことから、今後のニーズ増加が更に予測される
- ・一方、国庫補助の算定方式の変更に伴う補助金の大幅な減額により、市町村域における利用者への支援体制の確保がしにくい状況が続いている

○提言の実現等に向けて、

行政と協働で進めていきたい取り組み

- ・成年後見制度利用促進施策との連携を見据え、相談支援を担う専門員の配置や実施体制を確保しうるための補助額の担保、及び、地域における権利擁護を支える重要な制度としての市町村による公的支援の拡充
- ・成年後見制度へのつなぎの制度として本事業による支援体制の促進により、成年後見制度の利用促進を図る
- ・判断能力の状況に応じた本制度から成年後見制度への移行の促進（市町村長申立ての促進、申立費用、報酬助成等の拡充）

制度・施策として求められること

- ・権利擁護ニーズに対応するための本事業の利用者の支援体制の確保・補助額の充実

○提言に向けた貴部会・協議会・団体、構成員等による取り組みをご記入ください

- ・市町村社協では、社協のネットワークを活かし、地域包括支援センターや障害相談支援事業所、居宅介護支援事業所に対する本事業周知を図ったり、判断能力喪失後の支援として、法人後見事業、市民後見人養成事業を実施し、地域の権利擁護ニーズに対応するための総合的な支援の体制づくりを進めている
- ・市町村社協での契約等事務の権限を拡充し、速やかな利用につなげるとともに、市町村社協に設置していた契約締結審査会を県社協審査会に一本化し、本事業の効果的な展開と事務負担の軽減を図った
- ・支援の質の向上を目的に、市町村社協担当者に対する研修やブロック会議等を開催している。また、県社協審査会からの助言内容を広報紙としてまとめ、発信した

「社会福祉制度・施策に関する課題把握調査」調査票①

I： 質の高い福祉サービスの実現に向けた担い手の確保・育成・定着

部会・協議会・団体等名

1 外国人人材の受け入れについて

※ 貴部会・協議会の中で両論聞かれる場合には、併記いただけるとありがたいです。

※ 貴部会・協議会・団体としてまとめられない場合、構成員の取り組みで聞き及んでいるものがあればお知らせください。

(1) 法人等として、外国人人材を受け入れることを考えていますか。

(2) 「考えている場合」、それはどのような理由からですか。

(3) 受け入れるために、どのような対応を検討していますか。

(4) (3)の検討にあたり、どのような課題がありますか。

2 外国人人材への支援について

(1) より多くの「外国人人材」が安心して暮らせ、仕事ができるよう、“神奈川の福祉現場”で活躍するために、どのような協力ができますか(協力していますか)

※ 貴部会・協議会・団体としてまとめられない場合、構成員の取り組みで聞き及んでいるものがあればお知らせください。

(2) (1)の実現のために、あるいは効果的に取り組むには、どのような機関・団体、個人との連携・協働が必要だと考えますか

3 その他、担い手の確保・育成・定着に向けて

(1) 提言を簡潔にご記入ください。

※「〇〇に取り組みたい」「〇〇の取り組みが必要だと考える」という表現になるよう努めてください。

(2) (1)の背景や現状をご記入ください。

(3) (1)の実現等に向けて、

① 行政と協働で進めていきたい取り組み

② 制度・施策として求められること

(4) (1)に向けた貴部会・協議会・団体、構成員等による取り組みをご記入ください。

以上です。ご記入ありがとうございました。

Ⅱ： 地域共生社会の実現、支え合いの地域づくりの推進

部会・協議会・団体等名

1 「小地域」(地区社協や自治会・町内会等)での取り組みの活発化及び包括的な支援に向けて
※貴部会・協議会・団体としてまとめられない場合、構成員の取り組みで聞き及んでいるものがあればお知らせください。

(1)「小地域」の中でニーズや課題を発見しても、貴法人・施設、団体等において対応が難しい・できない場合には、いわゆる、つなぐ(関係機関に対応を依頼する等)ことで対応することになると考えますが、つなぐ上で課題となるのはどのようなことですか。

(2)当該行政区域より小さい単位における分野を問わない関係機関・団体同士の連絡調整の場に参加・参画していますか(事務局の役割を含む)。参加・参画している場合には、その区域を教えてください。

(3)(2)で「参加・参画している」場合、その場はニーズや課題への対応など、具体的なケース等を元にした協議を行っていますか

(4)「小地域」での課題把握や解決を試みる体制づくりについて
(ア) 行政と協働で進めていきたい取り組み

(イ) 制度・施策として求められること

2 その他、地域共生社会の実現、支え合いの地域づくりの推進に向けて

(5) 提言を簡潔にご記入ください。

※「〇〇に取り組みたい」「〇〇の取り組みが必要だと考える」という表現になるよう努めてください。

(6) (1)の背景や現状をご記入ください。

(7) (1)の実現等に向けて、

① 行政と協働で進めていきたい取り組み

② 制度・施策として求められること

(8) (1)に向けた貴部会・協議会・団体、構成員等による取り組みをご記入ください。

以上です。ご記入ありがとうございました。

テーマ設定自由

部会・協議会・団体等名

(1) 提言を簡潔にご記入ください。

※「〇〇に取り組みたい」「〇〇の取り組みが必要だと考える」という表現になるよう努めてください。

(2) (1)の背景や現状をご記入ください。

(3) (1)の実現等に向けて、

① 行政と協働で進めていきたい取り組み

② 制度・施策として求められること

(4) (1)に向けた貴部会・協議会・団体、構成員等による取り組みをご記入ください。

以上です。ご記入ありがとうございました。

参 考 资 料

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 政策提言委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県社会福祉協議会（以下「本会」という）政策提言委員会の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 県民・福祉サービス利用者にとって望ましい福祉社会の実現を目指し、社会福祉政策、制度及び予算の充実について、幅広く社会全体へ政策提言するため、政策提言委員会を設置する。

(事業)

第3条 政策提言委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉政策や社会的な課題に関する提言
- (2) 社会福祉政策や社会的な課題に関する調査研究
- (3) 提言実現のための取り組み
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

(委員)

第4条 政策提言委員会は12名以内の委員をもって構成する。

2 委員は、本会副会長及び会長が委嘱する者とする。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし再任は妨げないものとする。

2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(正副委員長)

第6条 政策提言委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、本会会長とし、会務を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

4 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

(臨時委員)

第7条 委員長は必要があると認めるときは、第4条に規定する委員以外の者を臨時の委員として委員会に出席させることができる。

(会議)

第8条 政策提言委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(委任)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成23年8月3日から施行する。

2 第5条の規定に関わらず、当初の委員の任期は平成25年3月31日までとする。

政策提言委員会委員名簿

（任期：平成31年4月1日～令和3年3月31日）

◎委員長 ○副委員長

No.	選 出 区 分 所 属	委員氏名	備 考
		職 名	
1	本会会長	篠原 正治	◎
	(福) 横浜長寿会	理事長	
2	本会副会長	小泉 隆一郎	
	(福) 泉心会	理事長	
3	本会副会長	金子 直勝	
	神奈川県民生委員児童委員協議会	会長	
4	本会副会長	加藤 正美	
	(福) 藤沢市社会福祉協議会	会長	
5	その他会長が委嘱する者（施設運営に知見を有する者）	鶴飼 一晴	
	唐池学園	施設長	
6	その他会長が委嘱する者（当事者活動等に知見を有する者）	石橋 吉章	
	神奈川県心身障害児者父母の会連盟	政策委員長	
7	その他会長が委嘱する者（福祉サービス第三者評価に知見を有する者）	鈴木 治郎	
	(特非) 神奈川県障害者自立生活支援センター	理事長	
8	その他会長が委嘱する者（権利擁護に知見を有する者）	内嶋 順一	
	神奈川県弁護士会	弁護士	
9	その他会長が委嘱する者（精神保健福祉に知見を有する者）	戸高 洋充	
	(特非) 神奈川県精神障害者地域生活支援団体連合会	理事長	
10	その他会長が委嘱する者（福祉経営に知見を有する者）	薄井 照人	
	(株) 川原経営総合センター	常務取締役	
11	その他会長が委嘱する者（学識経験者）	臼井 正樹	○
	県立保健福祉大学	名誉教授	

令和元年9月発行

発行 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会
総務企画部 企画調整・情報提供担当
〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2 神奈川県社会福祉会館内
TEL 045-311-1423 FAX 045-312-6302
MAIL kikaku@knsyk.jp URL <http://www.knsyk.jp/>
